

1. 議事日程（第20日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第 1 号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 2 号 上天草市松島庁舎等建設検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第 6 号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
4. 議案第11号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第5号）
5. 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計予算（所管部門）
6. 議案第22号 平成22年度上天草市斎場特別会計予算
7. 議案第34号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第10号）（所管部門）
8. 議案第35号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第6号）
9. 請願第 1 号 外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書
10. 陳情第 8 号 上天草市大矢野町登立新田区排水施設の整備事業の早期完成に関する陳情
11. 陳情第24号 水俣病被害者救済のために公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める陳情書（継続審査）

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第 3 号 上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 6 号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）（所管部門）
3. 議案第12号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第3号）
4. 議案第13号 平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
5. 議案第14号 平成21年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計予算（所管部門）
7. 議案第23号 平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
8. 議案第24号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
9. 議案第25号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算

- 10. 議案第29号 あらたに生じた土地の確認について
- 11. 議案第30号 字の区域の変更について
- 12. 議案第31号 あらたに生じた土地の確認について
- 13. 議案第32号 字の区域の変更について
- 14. 議案第33号 市道路線の認定について
- 15. 議案第34号 平成21年度上天草市一般会計補正予算(第10号)(所管部門)
- 16. 議案第36号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第4号)
- 17. 議案第37号 平成21年度上天草市公共下水道事業会計補正予算(第6号)
- 18. 陳情第27号 リースハウス事業(国庫補助事業)実施に伴う上天草市償却資産税に係る助成措置に関する陳情(継続審査)

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- 1. 議案第 4号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2. 議案第 5号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 3. 議案第 6号 平成21年度上天草市一般会計補正予算(第9号)(所管部門)
- 4. 議案第 7号 平成21年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 5. 議案第 8号 平成21年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 6. 議案第 9号 平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算(第5号)
- 7. 議案第10号 平成21年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 8. 議案第15号 平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 9. 議案第16号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第4号)
- 10. 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計予算(所管部門)
- 11. 議案第18号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 12. 議案第19号 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計予算
- 13. 議案第20号 平成22年度上天草市診療所特別会計予算
- 14. 議案第21号 平成22年度上天草市介護保険特別会計予算
- 15. 議案第26号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 16. 議案第27号 平成22年度上天草市水道事業会計予算
- 17. 議案第28号 平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 18. 請願第 3号 介護保険制度の見直し等に関する請願書(継続審査)

日程第 4 議案第 6号 平成21年度上天草市一般会計補正予算(第9号)

- 日程第 5 議案第 17 号 平成 22 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 6 議案第 34 号 平成 21 年度上天草市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 7 議案第 38 号 平成 21 年度上天草市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 日程第 8 議案第 39 号 平成 21 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること  
について
- 日程第 10 発議第 1 号 外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書の提出について
- 日程第 11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長	堀江 隆臣		
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦
3 番	田中 辰夫	4 番	須崎 光枝
5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司
9 番	島田 光久	10 番	川口 望
11 番	田中 万里	12 番	山口 安彦
13 番	北垣 潮	14 番	園田 一博
15 番	窪田 進市	16 番	津留 和子
17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也
19 番	田中 勝毅	20 番	蓑塚 安親
21 番	新宅 靖司		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	村田 一安
建設部長	永森 文彦	教育部長	鬼塚 憲雄
健康福祉部長	松浦 省一	経済振興部長	佐伯 秀昭
会計管理者	池田 昇	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	鋤田 成朗	総務課長	杉田 良一
財政課長	森内 孝生		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	村 枝 誠 二	局 長 補 佐	野 崎 秀 満
参 事	大 石 智 奈 美	主 事	本 多 志 保

---

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、会議に入ります前に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口 安彦君） おはようございます。

本会議に先立ち議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日の委員会の検討事項は執行部及び総務常任委員会からの提出の追加議案の取り扱いで、平成21年度一般会計補正予算（第11号）及び天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第5号）でございます。あわせて、上天草市職員懲戒審査委員会の委員の任命につき同意を求めるものと、総務常任委員会から提出の外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書についての以上4件の追加議案でございました。

委員会では、この4件の追加議案につきまして慎重に審議いたしました結果、全員異議なく、本会議へ上程することに決定いたしました。また、審議の方法について検討いたしました結果、この追加議案については委員会への付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することに決定いたしましたので、何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外10件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

**○総務常任委員長（桑原 千知君）** 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長報告をただいまから行います。

総務常任委員会をまず、12月議会で付託され継続審査となっておりました水俣病被害者救済のために公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める陳情書につきまして、閉会中の2月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要から御報告申し上げます。

委員会では、本市における水俣病の現状を調査する必要がございましたので、陳情者及び水俣病不知火患者会事務局より参考人を招致いたしまして水俣病についての詳しい説明を受けました。

委員からは、公害健康被害者補償法の地域指定として龍ヶ岳地区が入っているが、この地区以外の本市の水俣病患者はどのくらいいるのかという質疑がありましたが、現状は把握していないという答弁でありました。

このように、2月10日の委員会では参考人にさまざまな意見を聞き、採決を行わず、3月の委員会で再度審査、採決することに決定いたしました。

以上が2月10日の委員会の御報告でございます。

次に、さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月12日に委員会を開き、議案審議を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第1号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、まず、委員から上天草市親善大使の報酬が新たに制定されるが、これまではどのようにされていたのかという質疑があり、執行部からは、これまでも同額の日額5,000円を支給していたが、今回新たに条例で明確に規定をしたいという答弁でありました。

このような質疑内容を踏まえまして、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、上天草市松島庁舎等建設検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、まず委員からは、検討委員会の人数について具体的に説明を求める質疑がありました。執行部からは、平成16年7月に検討委員会が発足したが、松島庁舎建設規模について意見が一本化できなかった。また、松島庁舎建設位置については、現在答申がなされている場所は地盤が軟弱で改良に多くの費用がかかることが判明したため、今回新たに検討委員会に地質工学の有識者を含め、市内各種団体の代表者及び一般市民の8名で再度検討をしていただきたいと考えているとの答弁があり、また、平成23年度予算に反映させるため、委員の構成として、5月から10月に月1回程度会議に参加できる人数は8名が好ましいのではないかと判断

している、との答弁がありました。

また委員からは、旧4町の意見を集約するのには8名では少なすぎるのではないかという質疑がありました。執行部からは、検討委員会の中で組織の配置及び職員適正配置、松島庁舎の規模、建設位置、費用を議論していただくが、事務局で幾つかの案をつくり、よりよい案を検討していただくことになる。また、市民アンケートを実施する予定であるので、市民の意見も反映することができるという答弁でありました。

また委員からは、松島庁舎を建設するということが前提で議論を行うのか。また、識見を有する者、市内の各種団体の代表者及び一般市民は何人ずつになるのかという質疑がありました。執行部からは、現在企画政策課で検討をしているが、具体的には決まっていないという答弁でありました。

また委員からは、市役所内で松島庁舎検討についてプロジェクトチーム等をつくり、議論した経緯はあるのかという質疑がありました。執行部からは、昨年関係課によりプロジェクトチームをつくり、既に4回会議を行い、現在意見をまとめており、その結果も検討委員会のたたき台にするという答弁でありました。

以上のような質疑を踏まえまして、検討委員会委員は8名では少ない、また、各種団体の代表はどのような団体が選ばれるのか不透明であるため、必要ないという意見が多くありましたので、委員会としては有識者2名と一般市民を旧4町3名ずつの計14名とし、市内の各種団体の代表者を削除する修正動議を全員一致で提出することに決定いたしました。

次に、議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）の所管部門についてでございますが、まず総務企画部所管の部門について、委員からは地方バス運行等特別対策補助金及び湯島太鼓保存会補助金の内容の説明を求める質疑があり、執行部からは、地方バス運行等特別対策補助金については上島地区バス路線の運行補助金であるが、19年度実績により21年度当初予算を計上していたが、不足を生じたため増額させていただきたい。また、湯島太鼓保存会補助金については自治総合センターのコミュニティ助成事業で、21年度は自治総合センターで不採択となったため減額している。22年度は同じ事業で採択される見込みであるので、22年度当初予算で改めて計上させていただいているという答弁でありました。

次に、市民生活部所管の部門についてですが、委員から家電リサイクル処分手数料について説明を求める質疑がありました。執行部からは、緊急雇用対策事業で不法投棄物の回収を行っていただいております、集めた家電のリサイクル処分手数料であるという答弁でありました。

以上が平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）の所管部門の質疑内容でありましたが、その他の補正内容等も慎重に審議いたしました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、本件については本会議の中でも質疑があり、執行部から詳細な答弁がありましたとおりでございましたので、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決

すべきものと決定した次第でございます。

次に、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、まず総務企画部所管について、委員から、市有地売払収入はどこになるのかという質疑があり、候補地はあるが、売買契約がまだ済んでいないため明確な答弁は控えさせていただくが、姫戸地区を予定しているという答弁でありました。

また委員からは、上天草高校下宿費用補助金について詳しく説明を求める質疑がありました。執行部からは、上天草高校の志願者の中で下宿希望者がいるのか調査をした結果、前期試験受験者及び後期試験受験者の中に現在のところ下宿希望者はいないという結果で、下宿を経営したいという問い合わせも1件もないという答弁でありました。

また委員からは、大矢野地域バス路線再編実証運行事業及び地方バス運行等特別対策補助金は前年度と比較してふえているのかという質疑がありました。執行部からは、前年度と比較して減っているという答弁でありました。

次に、市民生活部所管について、委員からは、ごみ収集委託料の旧町ごとの内訳について質疑がありました。執行部からは、大矢野町が可燃系のごみ1,800万円、資源ごみ985万円、松島町が可燃系のごみ1,328万円、資源ごみ978万円、姫戸町運搬委託料628万円、龍ヶ岳町可燃系のごみ664万円、資源ごみ627万円程度であるという答弁でありました。

そのほか要望事項として、ごみ袋の売上で利益があれば地域に還元してほしい。また、ごみ処理機の補助率を上げるなどの取り組みを行い、家庭内のごみの量を減らす努力を行ってほしいという要望がありました。

以上が、平成22年度上天草市一般会計予算の質疑及び要望事項でありましたが、その他の内容についても慎重に審議いたしました結果、委員会としては全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、平成22年度上天草市斎場特別会計予算についてでございますが、本件は本会議でも詳細な説明がありましたので、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第10号）の所管部門についてでございますが、本件については本会議で質疑及び答弁がありましたとおりでございますので、委員会では全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第6号）についてでございますが、本件についても本会議で質疑及び答弁がありましたとおりでございますので、委員会では慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号、外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書についてでございますが、執行部からは、市内に114名の外国人が居住しており、そのうち外国人地方参政権に該当するのは13名程度になるという説明がありました。

委員からは、外国人も市民に変わりはなく、税金も納めていただいているので、外国人地方参

政権付与法案に反対すべきではないという意見がありました。

また委員からは、この法案が成立した場合、外国人の人口比が高い地方公共団体では首長選を左右することや、教育などにも影響を及ぼすことが懸念されるため反対すべきであるという意見もありました。

以上のような審議を踏まえまして、委員会では意見集約ができませんでしたので、挙手による採決を行い、賛成多数により本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号、上天草市大矢野町登立新田区排水施設の整備事業の早期完成に関する陳情についてでございますが、まず委員会では、陳情箇所の現地踏査を行い、審議に入りました。

委員からは、大雨時には水がたまり、消防のポンプ車で汲みだしをしなくてはならないような状況であるということなので、早急に対処すべきであるという意見がありました。

以上のような審議を踏まえまして、本件については、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第24号、水俣病被害者救済のために公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める陳情書についてでございますが、閉会中の委員会の審議結果を踏まえまして、委員からは、指定地域が樋島と高戸まで広がったと新聞に掲載されていたが、今後も地域が広がっていく場合、国民健康保険税の増額となるのではないか。また、国、熊本県の動向を見て判断する必要があるのではないかという意見がありました。

以上のような審議を踏まえまして、本件については再度調査、検討する必要がありますので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

また、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

9番、島田君。

**○9番（島田 光久君）** おはようございます。議案第2号、松島庁舎等建設検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、今の委員長報告についてお尋ねしたいと思います。

旧条例案の第2条では、検討委員会に諮ることがはっきりうたわれていて、新条例案では一から答申をやり直すという形になると私は理解するんですけども、この答申を出される場合に、はっきり庁舎をつくる前提で答申を出されるような形になるのか、例えば場所、大きさ、期日とか、そういうのをはっきり決めて答申を出されるのか。そういう論議はありませんでしたか。

それともう1点は、委員の改正が、8人だったのが12名、あ、14名となって、それはそれで十分だと思いますけれども、今後は委員の選び方について、どういうふうに使われるか、何か議論はなかったんですか、その2点をお願いします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 総務常任委員長。



○総務常任委員長（桑原 千知君） 今の1点目についてです。その分についてはいろいろな意見はありましたけれども、結論的な部分には達していない、この検討委員会の中でいろいろな審議をされるだろうというようなことで、委員長としての私の思いはそういうような形でとったわけでございます。

もう一つは、今言われる場所とか――。

○9番（島田 光久君） いや、委員の選び方です。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員の選び方は、私が述べましたとおり、旧町単位と、団体を限定せずに、市民からここに修正動議を出して変更するというので、そこも、中身についてはいろいろと議論はありましたけれども、結論的な部分については出なかったわけです。いずれにしても、この案についてはいろいろな議論が出た中で、執行部とのいろいろな話し合いをする部分もまたその中であるという思いでおりますので、議会としては、恐らくその部分の反映はできると思います。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、答申を出されて委員で検討される。そして、アンケートも取られる。その流れの中で、当初の目的と違う形の答申も出てくるという可能性も考えられると思うんですけども、そういう議論はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員の人たちも、思い思いの議論はあったと思いますが、私としましては、先ほど言いましたように、話し合う中で、今の部分も一つの選択肢ではなからうかと思えます。

いずれにしても議論は当然、いろいろな観点から想定して決めていく中で集約されていくのではないかと思います。結果的にどうのこうのというような議論は出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、この検討委員会でまとめられて、答申で上がってきたことを尊重するというか、それが基礎になって、庁舎建設が進められることになるかと私は理解します。

それともう1点、さきの委員の選び方ですけども、この委員の選び方は、執行部がどういふふうに使われるのか、議会に諮って使われるのか、その辺の選び方の議論はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 先ほど言いましたように、選ぶ部分に対しても、今同じような意見を出された議員もおられた中で、後で修正の動議をかけますけれども、団体の削除とか委員の数とか、そういった部分を審議する中で、今言われるような意見も出ました。いずれにしても読んで字のごとく、庁舎を建設する検討委員会を設置するわけですから、それは当然、今島田議員が言われるような形の部分も含めて検討されていくと思っておりますので、私としましては、それを見守る以外ないと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

6番、西本君。

○6番（西本 輝幸君） 今の問題に関連しますけれども、この検討委員会が一般市民、旧4町から3人の12名を選出すると書いてあるでしょう。これは公募ですか。選出の仕方について、まず説明をお願いします。どんなやり方ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） いずれにしても、一般市民から旧4町3人の12名ということですので、私も委員長としてこういう言い方をしているものかどうかわかりませんが――。

○議長（堀江 隆臣君） 6番、西本君。

○6番（西本 輝幸君） 例えば松島で3人ということになれば、教良木、阿村、合津とあるでしょう。そういう地区から1人ずつの市民の代表者を選ぶのかという、具体的な内容について話し合いはなかったのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 実際、メンバーの数をふやす時点で基本的に、今西本議員が言われるようなことをもとにしてこのメンバーをふやした意味が、ここに数字としてあらわれているわけです。だから当然、今言われる地区的な部分も含めた中で選定されていくべきものと、私は理解しております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中です。2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、登立新田のほうの陳情に対し、現地に行かれて、現地を見てから審査をされたということで、梅雨時期には消防ポンプ等を出された点なども審議の中で取り上げられたようですが、陳情部分においては、生活排水路の整備ということで陳情は出されていたかと思います。

しかしながら、委員の方たちも現状を見られてわかれたと思うんですが、生活排水路と同時に、梅雨時期の大雨時にあの辺は冠水します。その辺について何か、例えば工事に対して、災害で工事をするのか、それとも排水路整備でするのか。その点の議論はなされなかったでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今田中議員が言われる、その意見についてはありました。執行部の中でもいろいろ話す部分で、今いう生活排水とか災害とかという、お金の出どころが違う部分で、そういう部分がある程度集約した中で、全体的にあそこの部分に対しては対応していかなければいけないというような意見は、私も執行部に言いました。

私が委員長報告の中で申し上げましたとおり、ほかの委員の方も多分、現地踏査をする中で、当然その地区におられる人は、大雨の時にはこの陳情書どおり、本当に生きた心地がしないような状況ではないだろうかという思いで、委員の皆さんがあそこの現地調査をされたと思います。

その点は、委員会としても内容等あたりも踏まえて採択したわけですので、所管のいろいろな部門を集約した中で、ぜひこの案件について対応していただければという思いで、委員会として執行部に伝えておりますので、大丈夫と思います。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） では、詳細については所管の部分で、建設課あるいは環境衛生課のほうで話し合われるということで解釈してよろしいでしょうか。

続きまして、一般会計の特別会計予算についてお尋ねしたいんですが、私は質疑の中でセカンドライフ支援ネットワーク活動支援補助、あるいは移住定住体験モニターツアーについてお尋ねいたしました。その中で、外の風と連携を持って事業を推進するというようなことを答弁なされました。私がお尋ねした話では、外の風の活動も、最初のころと変わって今はメンバーが少なくなってなかなか大変だ等の意見を聞いております。その点について、事業内容としてどういう連携を持ってするのか等の意見はございませんでしたでしょうか。

また同時に、これも質疑で申し上げましたが、今回自主財源が大幅に減っております。その点について、総務常任委員会で何か意見等は出なかったかをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 1点目の最後の部分、税収の減については委員の方が発言されて、執行部も原因等あたりを十分説明して、今後の対応そのものに対してはどうするかというような意見が出ました。

もう一つの問題は、この本会議の中で議論した部分だけの中での議論で、委員会では本会議の部分で尊重した中での問題で、それ以上のことは出ませんでした。

よろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第2号、上天草市松島庁舎等建設検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）、議案第34号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第10号）及び議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算、以上の4件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、これより順次採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件に対する総務常任委員長の報告はお手元に配付してあるとおり、修正案が提出されております。

それでは、これより委員会提出の修正案に対する討論に入りますが、討論の順序を申し上げます。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論を行い、次に原案及び修正案いずれにも反対する方の討論を行います。次に、市長提出の原案に賛成者の討論を行い、最後に修正案に賛成者の討論を行います。

それでは討論に入ります。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 次に、原案及び修正案いずれにも反対の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 原案及び修正案いずれにも反対の討論がございませんので、次の討論に入ります。

次に、修正案に賛成者の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論がございませんので、以上をもって議案第2号に対する討論を終了いたします。

それでは議案第2号、上天草市松島庁舎等建設検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての総務常任委員会提出の修正案について、これより起立によって採決を行います。

総務常任委員会の修正案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、総務常任委員会の修正案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 22 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 35 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第 1 号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 8 号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第 24 号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第 2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第 3 号、上天草市道

路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外 17 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** おはようございます。経済建設常任委員長の報告をいたしたいと思えます。

さきの本会議におきまして経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る 3 月 11 日に委員会を開き、全員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず議案第 3 号、上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号、平成 21 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）の所管部門についてですが、まず委員から、さんば一の水産物加工場建設については、12 月の議会において減額修正案を可決したばかりであるが、今回予算計上されているということは、前回問題となったことはすべて解決された上での補正予算計上なのかの質疑があり、担当部長から、前回この経済建設常任委員会の否決を重く受けとめ、産業団体との修復については、パライゾ上天草の取締役会でもさんば一との運営を切り離してもらいたいということであったので、市としてもいろいろ検討したが、加工事業の必要性については産業団体、生産者の方々からも認めていただいているため、農産物の加工品研究開発センターという形で今回提案させていただいたとの答弁がありました。

また、委員から前回否決されたのは、パライゾ上天草が加工場の運営を引き受けることはできないということが最大の原因だったが、そのことをクリアしていないのに形を変えただけの予算計上ではないのかとの質疑があり、担当部長から、パライゾ上天草との協議、生産者との意見交換会を踏まえ、運営をさんば一と切り離し、市直営で行うということで今回の補正予算計上であるとの答弁がありました。

また委員から、今回の加工場建設の補正予算を認めた場合、市民への説明をどう行えばいいのかわからない。市が直営でブランド化推進協議会を立ち上げて行うというのも理解できなくはないが、このような商品開発はその道のプロというのがいるので、いろいろな面を考えると、やはり外部委託して行うというのが妥当だと思うがとの意見があり、担当部長から、この事業はスタート時点から関係産業団体との協議不足はあったと思うが、今回の経済対策上、活力ある方向に導くという産業振興の観点から必要な施設であるとの認識から、今回また計上させていただいたとの答弁でありました。

また委員から、さんば一周辺の場所が水産物の加工場として適当な場所なのかの問題もある。農林水産物のブランド化に向けて行われるということだが、さんば一の裏手で生ものの臭いの問題もあるので、市の直営で永続的に行うことができるのか心配される。ブランド化推進協議

会では時間をかけて検討はされると思うが、どのような計画で進められるのかの質疑があり、担当部長から、ブランド化推進協議会では今後の進め方について各生産者、産業団体等とも連携し、慎重に協議を進めていかなければならないが、今回の補正を認めていただければ早急に協議に入りたい。また、この事業を進めていく中では、例えばプロジェクトチームを立ち上げさせていただいて、経済建設常任委員会の中からも2、3名の方に入っていただく。また、市、産業団体、生産者の代表者の方にも行っていただいて、連携を図りながら協議、検討を行えば、ある程度理解される方向性が見出せるのではないかとの答弁がありました。

また委員から、5年くらいは市のほうで運営して、その後は民間にお願いしたいとのことであるが、今回の補正予算1,936万円が仮に否決された場合、9月議会で可決した予算についてはどうなるのかの質疑があり、担当部長から、50坪の規模でぜひともお願いしたいところであるが、それが認められないということであれば、既決いただいている23坪の規模の加工施設で最大限の有効活用を図ることは可能ではないかと思っているとの答弁がありました。

また委員から、この加工施設をつくることによって特産品の付加価値を高め、今まで眠っていた特産品を外に出す、夢のある施設になると思っている。この施設はいろいろな課題があるが、議員、関係産業団体、市民、市が協力して魅力ある施設にしていきたい。また、夢の第一歩を踏み出すためにも、ぜひつくっていただきたいとの意見がありました。

また委員から、この事業は経済対策の一環として行う事業であると認識しているが、100%国の経済対策臨時交付金でまかなうものであるのか。また、この予算を否決した場合、この予算については国に返還しなければならないものか、財源についての質疑があり、議会事務局より9月の議会で可決いただいた3,980万円及び今回の1,936万円については、すべて経済対策臨時交付金であることを財政課に確認しているとの報告がありました。

また委員から、この加工場の構想そのものについては、議員22人及び相当の市民が認めていると思っている。しかし、提案されている事業計画についてはいろいろな問題があるので、ゼロベースから見直す覚悟が市はあるのかとの質疑があり、担当部長から、ゼロベースからとはいえないが、上程されている内容で、プロジェクトチームの中でいろいろな角度から検討をする余地はあると思っている。また、加工場の建設場所、市直営の問題等の意見をいただいたので、プロジェクトチームの中でその点も踏まえて検討させていただくということで御理解をいただきたい、との答弁がありました。

本件につきましては、以上のような加工場施設建設に対しての質疑及び答弁が委員、執行部からなされた状況の中で、さんばーの加工場建設関連補正予算については、委員から減額修正案が提案されたため、この部分については挙手によって採決を行うことになりました。その結果、減額修正案につきましては賛成少数により否決されたため、原案のとおり可決されました。この部分を除く経済建設の所管部門の補正予算については、慎重審議しました結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第12号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第3

号) についてですが、本件につきましては、入館者の減少により歳入歳出をそれぞれ141万円減額するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第13号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) についてですが、本件につきましては精算による減額で、松島地区の下水道整備事業が平成21年度でほぼ完了したことに伴い、関係予算284万円を減額補正するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第14号、平成21年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算(第2号) についてですが、本件につきましては、物揚場使用料の増に伴い、一般会計からの繰入金137万円を減額するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算の所管部門についてですが、まず各部長、各担当課長から当初予算について概要説明がなされ質疑に入りましたが、委員から、農林水産業費の負担金補助及び交付金の市単独耕地事業補助金500万円について、昨年度から補助率及び要項等の変更に伴い現場からの要望なり意見等はなかったかの質疑があり、担当課長から継続個所12件、新規9件、事業総額として約5,000万円の要望があっている。補助割合については2分の1補助以内として現地等を査定しながら配分を決めていると説明がありました。委員から、かなり充実して整備された面もあるが、農道あたりは整備されてきて三、四十年たつと壊れたり修復したりとか、新たな問題が発生してくると思うので、今の補助と要項の内容でカバーできるのかが心配されるが、今後の方向性について質疑があり、担当課長から現場の声を聞きながら要項等の見直しも図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から農林水産費の役務費さんば一る活魚運搬車荷台FRP加工手数料40万円、備品購入費のさんば一る活魚運搬車140万円について、指定管理者として、また一つの会社としてパライゾ上天草は運営を行っているので、他のところを考えた場合に、すべてのことに関して市におんぶに抱っこというのは見直すべきではないかと思うが、どう考えているのかの質疑があり、担当課長から、さんば一るは20年度からようやく経営状態がよくなってきている。21年度もある程度の黒字が見込まれているが、今後ある程度の余裕が出てきたならば、パライゾ上天草のほうにお願いをしていきたいとの答弁がありました。

また別の委員から、車両については市の備品とする必要はないし、備品の購入に際しては出資団体の応分な負担は必要であると思うが、どう考えているのかの質疑があり、担当課長から、今後出資団体とも協議を行いたいとの答弁がありました。

また委員から、活魚についてはパライゾ上天草が競りに行って競り落としてくるわけだし、民間の鮮魚店がさんば一るに入っていたと思うが、そういった鮮魚店に活魚の運搬は頼めないのか。頼めるのであれば活魚運搬車は要らないと思うとの意見があり、担当課長から、漁協組合員の仲買人の人が販売をされていたが、急きよめられたため、パライゾ上天草がそれを受け継いだという経緯がある。また今後、生産者の方に直接来ていただくなどを考えていきたいとの答弁がありました。委員から指定管理者とのリスク分担の50万円というものはあるが、もっときちんとした



線引きを定める必要があるのではないかとの意見があり、担当部長から、この件についてはいろいろな方々から指摘をいただいているが、今回のさんば一るの活魚運搬車については、市としてはさんば一るの運営上必要な備品というとらえ方をしているので、そこら辺についてはいろいろな意見が出ており、本市における指定管理者制度の全体的な面での検討が必要であるとの答弁がありました。委員から、さんば一るの出資については市が7割なら3割はさんば一るが負担するというのが一般的な考え方である。そういう意見が議会から出たということを取締役会で諮っていただきたい。また、今後はこの活魚運搬車の購入も含めて、備品等の購入に際しては市も当然負担は必要であるが、各種出資団体も出資比率に応じた負担はしていただくことを強く要望することとなりました。

また委員から、現在の経済状況、社会情勢の中では、企業誘致というのは大変だと思うので、企業誘致はしなくてもいいというのではなく、既存の企業が成り立っていくような支援を考えていただき、既存企業の支援にウエートを置いて進めていただきたいとの要望がありました。担当課長から、日本だけではなく世界的な不景気であるので、今何かをしておかないと景気が回復してからでは遅いということもある。市長のマニフェストにも10年間で30社、500人の雇用並びに地場産業の活性化が示されているので、これらの達成を目指して頑張りたいとの答弁がありました。

また委員から、22年度からぐるなびについてはやめるということだが、どうなっているのかの質疑があり、担当課長から、ぐるなびの事業については788万5,000円の予算を計上させていただき、いろいろなサイトの上で上天草市の名を全国に広めることができたと思っている。今後はさんば一るの事業部として、足を使った活動を行っていききたいとの答弁がありました。

また委員から、商工費の負担金補助及び交付金のあまくさ四郎観光物産協会負担金1,060万円については旧4町の観光協会の合併を見越しての予算計上と思っているが、ほかに観光振興事業補助金379万2,000円が予算計上されているのはなぜなのかの質疑があり、担当課長から、観光振興事業補助金379万2,000円については、それぞれの観光協会が実施していた事業について、今後も継続して行っていくということで予算計上している。また、あまくさ四郎観光物産協会負担金1,060万円については、物産協会が部会を立ち上げて22年度新規事業を実施するというので予算計上させていただいたとの答弁がありました。さらに委員から、あまくさ四郎観光物産協会は旧4町の観光協会とは全く別物の組織と考えていいのかの質疑があり、担当課長から、旧4町の観光協会の合併を視野に進めているが、合併については県の基金事業ということで、観光物産協会が専任職員を雇用して、上天草が一つとなって観光振興を進めるための組織づくりをするために、従来の補助金プラス新規事業の展開ということで今回予算計上させていただいたとの答弁がありました。委員から、行政としては旧4町の観光協会の合併を推進する立場で予算づけをする必要がある。合併しなければ補助金は出さないというぐらいの態度を示していかなければならないとの意見がありました。

また委員から、土木費の道路橋りょう費、工事請負費の環状北線道路改良費3,231万円につい

て、道路の進捗状況について質疑があり、担当課長から、北部農道に関連して岩谷の環状北線道路改良を現在実施している。これに伴い、国道の交差点の県事業に合わせて平成23年度供用開始に向けて進めているとの答弁がありました。

本件につきましてはほかにもいろいろな質疑や意見がありましたけれども、慎重審議の結果、この平成22年度上天草市一般会計予算の所管部門については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号、平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算についてですが、この天草四郎メモリアルホール特別会計予算については、平成22年度の当初予算額は3,449万円で、前年度と比較して235万円の減額予算である。主な内容は歳入が入館料3,314万円、歳出が人件費1,298万円と施設管理費1,768万円であることから、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第24号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計予算についてですが、委員から下水道の加入率について質疑があり、担当課長から、加入率については70.9%である。今後の加入促進については、全課員で戸別訪問を行い、加入率アップに努めたいとの答弁がありました。この下水道事業特別会計については、平成22年度の当初予算額は3億4,200万円であり、主な事業は使用料収入及び維持管理事業で、慎重審議の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第25号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算についてですが、阿村港物揚場造成事業償還に伴う、阿村港野積場使用料と一般会計からの繰入金により起債償還を行う事業であり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第29号、あらたに生じた土地の確認についてですが、大道漁港広域水産物供給基盤整備事業に伴い、あらたに生じた土地、面積5,303.6平方メートルを確認するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第30号、字の区域の変更についてですが、大道漁港広域水産物供給基盤整備事業に伴い、あらたに生じた土地の区域内の字の区域を変更するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第31号、あらたに生じた土地の確認についてですが、港湾改修事業にて、竣工の物揚場背後地に発生した新たな土地の確認をするものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第32号、字の区域の変更についてですが、港湾改修事業にて、竣工の物揚場背後地に発生した新たな土地の地番設定をするものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第33号、市道路線の認定についてですが、国道266号線の旧道引き継ぎ区間及び認定要件を満たす路線について、岩谷トンネル線、大戸鼻10号線、牟田線35号、牟田線36号、永目線29号、永目線30号の6路線について認定するものであり、異議なく原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に議案第34号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第10号）の所管部門についてですが、委員から農林水産費農地費の工事請負費の大矢野川整備工事の700万円について内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、大矢野川の堆積土を取り除くための工事費であるとの説明がありました。

また委員から、さんぱーる改修工事916万2,000円について、電機設備と外壁工事と聞いているが、外壁のどのような工事をされるのかの質疑があり、担当課長から、先に建設された建物が建築から10年経過して老朽化がひどく、全面改修が必要であるとのことで、今回補正予算として計上させていただいたとの説明がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審議の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）についてですが、天草四郎メモリアルホールエントランス解説映像モニター等の劣化により改修工事を行うためのものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてですが、西の浦マンホールポンプ取替工事1,000万円は老朽化による取りかえ及び地方債元利償還金1,729万円は精算による予算計上であるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に陳情第27号、リースハウス事業（国庫補助事業）実施に伴う上天草市償却資産税に係る助成措置に関する陳情（継続審査）についてですが、担当課長から、この陳情につきましては12月議会から上がってきているが、改めて農協に問い合わせたところ、姫戸地区に該当者が2名、144万7,950円、松島地区に4人、213万8,850円、大矢野地区が39名、2,643万3,992円、合計で年間に45人、約3,000万円のリース料を支払っている。また、天草市は平成20年4月1日から要項を制定しており、支払いから3年間ということで、補助率はリース料の10%であるとの報告がありました。

委員から、JA天草は苓北、五和を除いて下島だけでなく大矢野地区までのJAである。天草市は補助を行っているのに上天草市は補助がないというのは同じJAの組合員であるのにおかしいので、今回は継続審査となったが、今回は採択の方向で検討していただきたいとの意見がありました。

またほかにも、天草市が実施していることでもあるので、上天草市も足並みをそろえるという意味でも採択すべきではないかとの意見がありました。

本件につきましては、このような意見及び担当課からの報告を踏まえて、この陳情につきましては、慎重な審査の結果、採択とすることに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 委員長報告に対する質疑に入ります前に、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時21分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

経済建設常任委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、質問をいたします。

まずさんば一加工場の件ですけれども、委員会では採択されたんですが、これを採択して建物を建てた後にブランド化推進協議会をつくってプロジェクトチームを立ち上げ、議員も中に入るらしいですが、その中でいろいろ話し合いをしていくということなんなんですが。私は、反対ではないかと思うんですね。本来ならば、まず協議会を立ち上げて、その中でいろいろ話し合われて、その後どうするということになると思うんですね。その辺は皆さん納得されたのかということと、先ほど夢のある施設にということでありましたが、本当にこれが夢のある施設だと思われたので賛成されたのかなとも思うんですが、本当にそうなのか。それと、国の補助金で建てるということですが、建てた後の運営は一般会計から出ていくわけです。年間六百万十万円だったと記憶していますが、それはほとんど人件費に消えていくのではないかと思うんですね。それで、私もいろいろな人に聞いてみたんですが、1,000万円以上かかるのではないかという方が多かったです。それで、その辺を納得されたのかということ、それに、もう一つ違うものでもいいですか。それは後で。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） まずプロジェクトチームですけれども、私たちの認識しているところでは、初めはパライズといいますか、さんば一を事業主体にしてやりたいということでしたが、そこがまだ合意に至っていないと。今回は市の直営という形でやりたいという新たな試みの中で、現在ではそういったプロジェクトチームというのは、もう既に素案もできて立ち上げられていると。今後についてはまた、それに委員からも、あるいは議員の中からも入れてほしいという要望でありましたので、これは今後立ち上げることはないとは私は認識しております。

それから、第2点の夢のあるものということでしたけれども、特にやはり一次産業とかそういうものについてどうかしなければならないと思い、勉強した中ではやはり夢があると、これは委

員の中からの意見でございます。

それから、今おっしゃられますように国からの交付金ということで、これにつきましても、今回はやはり経過がありますように、一次産業をとにかくどうかしながら、そして、二次、三次産業としなければいけないという委員の皆様方の総意が大方あります。しかし、今後の運営につきましても、さらに始めた後でも、場合によりましてはそういった一般会計の問題、あるいは補正を組んでいくということもあると思いますけれども、とにかく現在におきましては、まず立ち上げていこう、スタートしていこうという内容でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 税収も、新年度の予算を見ますと1億1,000万円ほどの減収が予想されています。そういう中での一般会計からの負担となるわけですけれども、その辺の不安というのは出てこなかったということでしょうか。

それともう一つは、さんば一畝の敷地内に、今研修施設がある裏のほうにできるということなんですけれども、加工場をつくるとしたら、建物に予算をたくさんかけるよりも中身を充実させるべきではないかというふうに思うんです。私も、先日あそこに行って中を見てきましたけれども、研修室も調理実習室もほとんど使われていないような状況で、中を見ますと、特に調理実習室のほうは荷物置き場となって、一度も使われた形跡がなかったんですね。だから、そこを普段使っていないのなら、そこを利用するというのもできるのではないかというふうにも思うんですが、その辺の話は出てこなかったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そのことについて、委員の中で具体的に検討するというような質問なり、あるいは意見はございませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） もう一つ、別の件でいいですか。

ぐるなびのほうですけれども、先ほど委員長の報告を聞いていますと、788万5,000円の予算で上天草市を全国に広めることができたということのようです。その報告だけを聞いてみると、成果があったのでやめるというふうにしかなかったんですが、その788万5,000円の予算に対しては、どんな使われ方をしたのかというのは聞かれたんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そのことにつきましては、恐らく議会の中でも質問があったりして、事務当局からそれなりの答弁があったと思います。

委員会につきましては今御質問でありますけれども、上天草市の物産を、名を、いろいろな形で全国に発信していたんだと。ですから、直接収益がどうこうという論議はありませんでしたけれども、そういう意味では一通りの成果はあっていると。しかし現況では、やはり見直すべきではないかという意見でありました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 22年度の当初予算のほうです。農林水産課のほうの、さんば一るの活魚運搬車並びに生けすにつきまして、さんば一るのほうも黒字になっているというような報告がっております。そういう中で、やはりこれを市のほうで予算を組まなければいけないのかということについて、議論がなかったかということをお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 済みません、市のほうでということですか。

○3番（田中 辰夫君） 一応、予算のほうに運搬車と生けすの予算が上がっておりますので、そのことについて議論はなかったかということです。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） それは先ほどの報告のとおりで、いろいろな委員からもそういった関係する意見がありました。さんば一るみずから購入すべきではないのかとか、いろいろな意見がありました。

しかし、最終的には指定管理者ということで、今後はそういう取り決めも必要ではないだろうかという意見はございましたが、私たちの委員の中では、取締役会といいますか、そこに、今後強く、その意思を伝えてもらいたいということでもございました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 21年度の上天草市補正予算（第9号）についてお尋ねしたいと思います。

先ほど宮下議員も質問されていましたが、この水産加工施設は、当初はさんば一るの増設として水産加工施設をされるということで、9月に提案されていたと思うんです。私はその中で、反対討論も質疑も大分やったんですけども、さんば一るの鮮魚部の売上を上げるためにされるのではないかという形で相当議論もして、既存の小売店とか関係団体に相当影響を与えるのではないかということで、9月に議論をした気持ちがあるんですが、その議論の中で、9月の委員長報告には加工施設はやはり必要である、さんば一るが受けてやるみたいな形で委員長報告があったと、私は理解しているんです。

その中で、生産物プラス農産物も加工してもらいたいという形で委員長報告があつて、この議会で原案可決されていると思うんですけども、それを受けて12月議会に補正で上がってきて、場所が狭いからちょっと広げるみたいな形。そのときに委員長報告では、さんば一るが管理運営を受けないということと、どこがやるのか事業主体がはっきりしていない。それと、ほとんど理解できる事業計画ではないから、12月に否決されたとは私は理解しているんです。全員一致で、補正の減額という形で否決と報告されたんですけども、それが12月ですから、丸2ヶ月ぐらいの間で同じような提案が上がってきているとは私は思うんですよ。

先ほどの委員長報告で私が3点ほどお聞きしたいのは、さんば一るがこの加工施設の管理運営を受けられなかった理由はどこにあるのか。さんば一るは第3セクターだから、一応市長が社長

という形の代表になっています。さんば一るで、市長が管理運営を受けないという結論だと理解しているんですけども、逆に執行部はそれなら市単独でやるんだという意向で、今度も提案されてきています。どうもその辺の整合性が見えないし、前は事業計画がまだ不十分だということと否決されたんですけども、今度は市単独でやった場合の事業計画あたりは委員会の中でしっかり出てきて、しっかりみんな理解して、協議されて合意に至られたのか。

その2点と、あと1点は場所です。さんば一るが事業主体として増設を受けないんだったら、場所をなにが何でもさんば一るの敷地内にする必要はないと思うんですよ。産業団体から、水産加工施設は海岸とか、例えばほかの地域でもしていいのではないかと。場所は例えば龍ヶ岳でも、姫戸でも、どこでもありますから、そっちのほうでもする可能性を含めて議論してあるのか。

その3点、お願いします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 今の質問につきまして、概要は先ほど報告の中にも大分出てきていたと思います。ですから、事務局からのいろいろな説明を受けたりとかしましたけれども、先ほどの私の報告のとおりでございます。しかし、今議員が強いて質問なされたので、一応、私ども委員会で受けましたことも含めてお答えしたいと思います。

なぜさんば一るが受けなかったのかということは、受ける側のいろいろな都合でございますので、私たちとしては、理由がどういうものかというのは明確にはわかりません。ただ、その前には、あくまでもこういった事業はできるだけそういった団体、さんば一るとか、今はパライズですけども、あるいは漁業協同組合とか、そういうものがしていただけたら非常にいいなという意見はいっぱい出ました。当初はそうございましたところが、最終的にはそれがまだ統一されていないということで、この12月あたりからずっと、何回も何回も当局と市がされましたけれども、結果的にはそれがまだ成立しませんでした。

私たちの委員会としましては、9月にこの水産加工施設が出まして、今皆さんがおっしゃるようにいろいろな論議がありましたので、やはり所管部門としては、みずからの勉強もしなければならぬだろうということで、9月には熊本県の海水養殖協同組合の栖本、そして拓洋の龍ヶ岳に、みずから勉強会ということで行きました。ところが、非常に歴史があるそういったものが養殖から加工まで、そして新たな真空パック配送ということで、なるほど企業だなという感想を受けました。ですから、私たちとしましては23坪では狭いなと。しかし、やはり今後、非常に問題もあるけれども、やはりそのものを含めながら取り組むべきだということで、委員は全員、やはり何かやってみたいという意見でした。

それから、ちょっと長くなりますけれども、さらにはその後に加工場だけではやはり何だぞ。ぜひとも、水産だけではなく農産加工もやってもらわなければならないのではないか、農家も大変に苦しんでいると、委員からたくさんありましたが、それは置こうということであります。

さらに、芦北のJAが町と一緒に非常に成功しておりますファーマーズデコポン工場を見に行きまして、加工の実態とか見学しました。ですから、そのことを踏まえて、今経済対策で

補助金がある中で一次産業に取り組むことは、いろいろな問題点がありますけれども、ぜひとも次の議会には補正をしていただいて、提案して50坪にさせていただきたいという経過でありましたので、私たちとしましては、そういう経過を含めてやっているところでございます。

それから、市単独ということですが、確かに、いつかはそういう諸団体が中心になってやる事業だということは皆認識されております。しかし、経済対策の補助金の期限が切られている中で、そういう団体が今すぐ手を挙げてやろうということはなかなか難しいだろうと。とりあえず市が一足進んでいって、そしてプロジェクトチームあたりで協議会をつくる中で、いろいろな微々たるものについては修正しながらやっていくことによりまして、次の受け皿が出てくるのではないかと。とりあえず市が直営で、プロジェクトチームを中心としてやっていこうという取り組みであります。

場所の問題でありますけれども、これは経済対策の事業の中で、当初から場所はここだと。きょうもちょっと話が出ましたけれども、さんぱ一るの増設事業だということで県には申請されておりますので、そのほかへの場所変更はこの補助対象事業にはならないという説明を受けました。今後については大矢野のみならず、よそにもそういう空き地がいっぱいありますので、そのことは視野に入れながらということで、今回は決議なされたということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 私はさっき、事業計画はどうなったかというのを聞いたんですが、例えばお金が国から、経済対策があるから施設を先につくってしまう、つくってから中に入れる品物は自分たちでまた運営協議会に諮って考えていくんだと、そういうふうにとらえられるんですけれども。

例えば、今回事業計画は、審議員がタイとかクルマエビとか事業計画案を出されているんですけども、それは12月からほとんど変わっていないと思うんですよ。例えばタイは300匹、3枚におろして、冷凍して出荷していくとか、クルマエビを冷凍して売っていくとか、そういう調査なんかはまだほとんど未整備だし、例えば加工したタイが本当に流通に乗せて売れるのか、値段が通るのか、専門家に見てもらったのか。例えばタイを幾らで仕入れて、加工した製品を東京、大阪市場の市場で幾らで売するのか、それともほかのルートで売するのか、やはり相当議論をしないと。市が事業をするには、まだほとんど議論されていないし、計画自体、小学生が算数でつくるような事業計画では、市民の理解は得られないと思うんですよ。だから、箱ものをつくってしまった、それから――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員。委員長報告の質疑でございますので、質疑を行ってください。

○9番（島田 光久君） はい、わかりました。

そういう中で、委員会ではそういう議論はなかったのかということ、今聞いているんです。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。



**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 先ほど申し上げましたように所管部門ですので、そういった周知について、あるいは将来の販路について、かなり勉強会も、事務当局の説明も聞かせていただきました。そして、問題点も提起しながらきました。

ですから、そういうものにつきましては、今後の問題もいろいろ修正したり、あるいはもう少し審議することがありますけれども、とりあえず委員会の中では数回となく、12月のそのままではなくて、一番初めは水産加工施設ということでしたが、やはり今後はいろいろ学識経験者とか、あるいは生産者、市民の中からも加えたプロジェクトチームを立ち上げていく。今回はやはり、スタートしながら、歩みながら開発していこうということで、開発センターということで、今後は農産加工、水産加工についてももっともっと、上天草の食材を生かした加工は、いろいろな分野からも提供いただいて進めていくということですので、かなり説明は聞いております。

**○議長（堀江 隆臣君）** 9番、島田君。

**○9番（島田 光久君）** それはわかります。でも今回、仮にこの施設を6,000万円で作って、つくったら必ず運営管理費が毎年、一般会計から持ち出しが出てくるんです。

先ほど宮下議員の質疑でありましたけれども、1,000万円では足りないんです。運転資金も要ります。また、附属品も相当要ってくると思うんですよ。当初予算の税収が下がってきているんです。それをつくって、また1、2年したら指定管理におろすんだと。仮にそうした場合、そのときはやはり、管理費をつけてしないとイケないでしょう。そういう、もう少ししっかり詰めた議論をされたのかと。例えば、市内に加工施設をつくるんだったら、牟田あたりからも今度、既存の施設でつくってくださいと陳情が上がってきます。バランスのあるような加工施設をつくるという観点で、そういう議論をされたんですか。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** そういった意見とか、あるいは討論とかが全くないというわけではございませんでした。

しかし、現時点でこの事業に取り組むべきなのか、あるいはどうなのかというのは、かなり深く突っ込んできました。だから今後につきましては、そういう問題もいろいろとまた、委員会のみならず検討する場があるのではないかと。将来どうかそういうことについては、その中には大きな論議ではありませんが、現在の中で、この投資対将来の効果がどうなのかと、今取り組むべきなのかというのは、大きな論議になりました。

**○議長（堀江 隆臣君）** 9番、島田君。

**○9番（島田 光久君）** では、3回質問しましたので、今度は次に行きます。

先ほどぐるなびで質疑されていたんですけれども、ぐるなびは七百何十万円使われて、1年間されて、結果があったからことしからやめるんだと。結局、それ自体も最初は、私も総務常任委員会で相当議論をした経緯があります。すごくいいんだと、上天草市の商品売り込むのにすごく効果が上がるんだという説明を受けて、議会で審議されて、可決されて事業を行われたわけなんです。

でも、例えばこういう箱施設をつくるんだったら、ぐるなびは継続していかないといけないんですよ。私もぐるなびをホームページで見せていただきました。しかし、本当にこれでもうかっているのだろうか、売れているのだろうかと疑問には思いましたけれども、その辺をもうちょっと突っ込んで議論するべきでもあるし、ホームページも立ち上げていらっしゃる。だからそっちのほうは、やはりもう少し思い切って、せっかくしかかったんだから、やはり続ける必要があります。そういう議論はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そのことにつきましては、議論というよりもそういう報告は受けました。ですから、ぐるなびを通じて全国の食材店あたりに上天草市の食材を発信したという効果は非常にあります。

今後はさんば一るがそれを継続してやっていくということですので、今までは単独で予算を組んだりとかいうことは、今度はその取引については、さんば一るから発信しながらやっていくという内容として、私は受けとめます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、ぐるなびは一応閉じるわけでしょう。ホームページで発信しているものは、その後はさんば一るに引き継ぐと。ぐるなび自体の配信はもうなくなると思うんですよ。その配送だけをさんば一るにやってもらうという理解でよろしいんですか。そういう解釈になると思うんですけども、そういう報告はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 委員会では、そういった具体的なものはありませんでした。ですから、また事務当局から後日詳しく、私も確認したいと思いますけれども、委員会ではそういった論議はありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 例えば予算、事業をつくるときに相当議論します。やめるときも、なぜやめるか、議論は相当すべきではないかと、私は責任があると思うんですよ。その事業をつくるときは、予算計上するときは議論しますよ。だから、引くときもなぜ引くのか、もう少し突っ込んで議論してほしいと思います。

では、次に行きます。

22年度の当初予算の、先ほど田中議員が質問していましたさんば一るの活魚車です。さんば一るの事業で鮮魚部を増設されたから、漁師の人の所得をふやすために増設されたと私は理解しているんですけども、例えばその中で、漁師の人が持ち込んでくるものより、鮮魚部が市場に行って、競りに参加して仕入れをする量が多い。それが、一般の鮮魚関係とか関係者に圧迫を与えているんだという議論は前議会でもやりましたけれども、今回活魚を仕入れに行く、競りに持っていくトラックの買いかえなんですよ。競りに行って仕入れてきて売ること自体も、さんば一るの事業としては不適合だと私は思っているんです。そういうさんば一るの事業として、仕入れ

てさんば一で売るといふことの議論はなかつたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういう議論はありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 質疑でもあつたと思うんですけれども、さんば一が市場に出向いて仕入れる。農産物のほうではないと思うんですよ。鮮魚は市場に行って競って仕入れてきて、トラックに、活魚車に乗せてきて販売すると。そのトラックが小さいから、今度買いかえを税金でやってくれという形になっているでしょう。さんば一が事業をするんだつたら、トラックなどはやはり備品ですから、自分たちでリースを組むなどして、トラックは買ってもらふ必要があると思うんですが、そういう意見は出なかつたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういう意見は出ませんでしたけれども、先ほど報告で申し上げましたように、指定管理者制度の取り決めの問題、そして、やはり要望としましては、ぜひとも出資比率によりまして、そういう部分については応分の負担をしていただくという要望は強く、委員会の中でも要請していくという話はあつております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、リスク分担を要望して、それが通らなかつたら、例えば予算を出さないとか、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） いや、今回は予算を計上されていることにつきまして、そういう意見が出たわけでありまして。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、今回はこのまま予算をつけるという形で、以後来た場合にリスク分担を請求するという形に委員会では審議されたと、委員長報告にはなつていないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 私たち委員会の中では、それはあくまでも向こうのほうに、こういう意見が出ましたということで強く要望するというところでございますので、今回の予算につきましては、すべて可決したということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中です。委員長報告に何点かお尋ねいたします。

まず、先ほどの宮下議員、島田議員と重複いたしますが、議案第6号、一般会計補正予算（第9号）の加工施設についてです。

私も常任委員会を傍聴させていただきました。何回となく休憩が持たれて、私が見た限りでは、

その委員会の席上では反対意見が強く出たような印象があります。中でも、同じ会派の川口議員がその点を随分と指摘されておりました。この点については、二人で多くの勉強をしました。なぜ今回の部分を採択したかという点、先ほどの委員長報告によりますと、大変夢のある事業であると、その辺を力説されておりました。この夢については平田議員が語られたと思います。

私が申し上げたいのは、では、夢のある事業だから今回委員会で採択したのか。先ほどの説明を聞いておきますと、まずは箱ものをつくる、箱ものをつくって、中身は後から議論するような委員長報告でございました。その点も、議論はどのようになされたのか。夢を実現するためには、例えば子どもさんが学校の教員になりたいと言え、では高校はどこに行く、小学生のときから塾に通って、中学もそういう塾に通って、学校から帰ってきたら勉強をします。教員になるためにあの高校がいいだろう、どこの大学がいいだろう、大学に行って予備校に行きますとか、夢を実現するために、いろいろ計画をしっかりと立てるはずです。

では、今回のこの加工施設というのは夢の実現のためにされるのであれば、しっかりとした計画、先ほど委員長報告の中で説明があっており、私も常任委員会を傍聴した中では、その部分よりも川口議員等の反対意見、指摘部分が非常に強く印象に残っております。なので、その辺の賛成に至る議論というのが、どのように具体的にされたか。また、年間600万円、一般会計から繰り出しですることですが、この中身ですね。先ほどの宮下議員と重複しますが、果たしてこの年間の繰り出し部分が600万円、約1,000万円内ぐらいで済むのか。この辺の議論はどのようにされたか。

また、加工品をつくる、加工品をつくと何度も言われておりますし、私どもも、この質疑あるいは勉強会でさんざん聞いておりますが、この加工品、中身として一体どういったものをつくるのか。私はそれが計画性だと思うんです。市長も、タイとかジャムですか、その辺をいろいろと言われておりましたが、そのくらいなら民間で、こちらからアドバイスと、あるいは幾らかの支援金を出せばできるのではないかと思うんです。その辺も含めて、どのような加工品をつくっていかれるのか、以上の点についてお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 委員会の中では反対が多かったような気がするという意見でありましたけれども、私たちの委員会でも、一般の議員の皆様方から意見のようなことはいっぱい、委員会の中では出ておりました。しかし、今本当に疲弊している一次産業の見直し、ひいては地域の活性化、観光産業とか含めて、これはやはり委員会としても真剣に考えるべきだろうと、一体となりました。

ですから、12月の時点では、そのことの受け皿が達しておりませんでしたので、委員全員一致で、ここしばらく間をおこうということでもございました。間といいますのは、補助対象事業の期間がまだありますので、今回は、委員全部で修正していこうという一致でありました。

今回もまた、委員会が、その後は自主的に、いろいろな研修地にみずから行きて勉強会を行いました。その中で、今意見がありましたように、よそを見てみると非常に成功した事例もあ

りますし、何か私たちの委員会としても夢のある事業ではないかという発言が委員からもありましたので、それは各委員からの意見も含めて報告したところではありますが、決して夢がある事業だから取り上げたということではないということで御理解いただきたいと思います。

それから、箱ものをつくった後でということをございますけれども、同じような論議はありましたが、今経済対策事業の期間の中で、補助金がある中で取り組むことが行政の役割としても必要ではないかと。ですから、ある場合によっては、その産物を早くつくって加工場という道もありますけれども、とりあえず、さっき申し上げましたように一通りの計画はありますが、農業であれば、もっともっと今の荒廃地を耕して産物をつくることによりまして、加工事業もまた新たな開発ができるという経過でございますので、決して中身は何も議論しなくてできたということではないと思います。

それから今後につきましては、繰り返しにはなりますけれども、いろいろな形の資金を必要としなければ成功しない部門もありましょうし、あるいは市が直営でなくても受け皿があれば、またそこらあたりは協議会でやっていくという課題がありますけれども、そういう内容の委員会でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここでお諮りいたします。間もなく12時を迎えますが、経済建設常任委員会の議案審議が終了するまで会議時間を延長し、審議を続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認め、よって会議時間を延長し、会議を続けます。

11番、田中万里君。

**○11番（田中 万里君）** 今の委員長報告によると、私がこの点は議論されましたかと聞いた点の答弁になっていないような気がします。というのが、箱ものをつくって中身はどうするかという議論はなされましたと言われましたが、どのような議論がなされたのか、私は中身を聞きたいんですよ。議論がなされたことは、先ほどの委員長報告の中で私もわかっております。だから、その中身、どのような議論がなされたか、この点です。

それから、先ほど、まず加工品としてどのようなものをつくるのかを議論されたかを聞いて、加工品というのはいろいろ考えて、その辺も議論されたと言われましたが、では何点ぐらいの加工品をここでつくって、今どのような計画になっているか。これも議論されたというだけで、中身についてはまだ聞いておりません。

また、その中で私が言いたいのは、先ほどから重複しますが、傍聴で聞いていて、反対の声というのが非常に強く言われていたと思うんですよ。賛成の部分も言われておりましたが、聞いていた限りでは、これは否決になるのではないかなというような議論だったと思うんですよ。しかしながら、ふたをあけてみれば4対2で賛成ということだったので、その辺の中身をもう少し詳しく申し上げていただきたいんです。

それと、この加工工場をつくった際に、一般会計から年間約600万円ぐらいの繰り出しをしな

くてはいけない、この600万円の内訳ですね。要するにこれ以上、例えば600万円が2,000万円になって、毎年2,000万円市民の税金を投入して、それが雪だるま式になって、将来は億のお金になりかねない。この辺の議論というのがなされたのか、その辺を私はお尋ねしたいのです。

以上の点をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 加工品ですけれども、議員の全体勉強会のときも事務当局から数字など詳しく説明がありましたし、本会議のときも質問があった中では詳しく、事務当局からあったと思います。

私たち委員会としましても、そのことについては、先ほどありましたように、委員の中からもそういった心配に対する意見はたくさんありました。今後どうなるのかと。ですから、この事業に対して全く反対ということではなくて、先はどうなるのかと。例えば農産加工についても、よそではもっともって何か、トマト産地ではトマトの加工場ができて、ケチャップができると、そういった事例もありました。

しかし、ここではまだ、そこまでこの産物を農産加工するということには達しておりませんでした。今回、繰り返しますけれども、そのことはプロジェクトを進めながら、いろいろなものはみんなで持ち寄りながら、このことも決して材料がないではありませんけれども、そういう農産加工については、荒廃地あるいは産物、生産とあわせて加工開発をしていこうと。何名かは個人ではなされております。いっぱいありますけれども、そういったものの意見はありました。

それから水産加工については、やはり3Dという、説明を受けましたように真空パックにしまして、そして寿司屋さんとかあるいは業界と取引していくことも、加工しながら開発していくということであったところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） これで3回目ですから、最後になるんですかね。

ただ、私が質問した、一般会計から年間600万円、毎年、毎年繰り出す。この点についての何か議論、これ以上かかるのではないかという点の議論とか、その点はなかったのかという点はまだ答弁いただいておりますので、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 私たちの勉強会のときも、詳細につきましては新たにさんば一るの収支見込みというのを出されまして、一つの例としてクルマエビの問題とか、あるいはみかんジュースを加工した場合にはこうなりますよという小さな数字は出されて説明いただきました。

しかし、それがどれくらい信憑性があるのか。これはなかなか疑問がありますけれども、そういった数字については、12月とか9月よりも非常に鮮明に出てきていると。

ですから、最終的には、市当局の説明の中では、1年、2年目ではそれがなかなか販路として収益は得られないと。やはりそういう赤字持ち越しをしなければいけないけれども、4年目、5

年目ぐらいではとんとんになっていくんだと。ですから、その後の費用の投入についてはまた別ですけれども、全く赤字でずっと続けるという試算ではありませんという説明は詳しく受けているところでもあります。

**○11番（田中 万里君）** これは3回目でしょう。今の答弁はなかったの、それを確認するための質問です。

では、今委員長から答弁を受けて、私が感じたことというのが、勉強会でいろいろな意見が出されたという点であります。勉強会はいくつでも勉強会で、委員会録にも議事録にも何も載りません。それを後から、こういうことを言ったのではないか、言わなかったのではないかとっても、この間私が総務企画部長に言ったように、言った言わないで、言わないと言われればそれで終わります。うそをつかれれば終わります。その点を含めて、委員会でもっと深い議論が必要だったのではないかという点で、今まで議論はされませんでしたかという点を私はお尋ねしておりました。

それと、先ほどから重複しますが、総合的にまとめれば、委員会の中では北垣議員、川口議員が反対意見を述べられて、そのほかに賛成意見というのもし述べられてましたが、委員会を傍聴から見た限りでは、反対意見、疑問視する声が非常に高かったのに対して、今回は採択という点です。要するに、中身というのはあまり議論をされていなかった、これから議論をするというふうに今の委員長報告を受けとめました。そういう点だと思いますが、要するに、夢がある事業だから、ほかの委員の人たちからもこのようなことはしたほうが良いというのが一番力説された部分だと思うんですよ。その辺の議論で終わったのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 意見を傍聴なされて、その感じはわかります。

しかし、委員皆さんが、この事業は絶対必要な事業だと、この事業はやはり取り組むべきだという総論と言いますか、委員皆さんがそのことに賛同でありました。

しかし、経過につきましては二転、三転いたしましたことと、それから内容が、当初はわかりにくかった。ですから、経過についての反対とか意見とか、今後についてもありましたけれども、全員の中では、最終的にはこれは取り組む事業だということでございました。決して反対意見ばかりではありませんでしたので、休会を何回かしまして、どうぞ意見はひとつ申し上げてくれということでございました。

**○議長（堀江 隆臣君）** 11番、田中万里君。

**○11番（田中 万里君）** では、次に移ります。

私も、この加工工場施設については反対ではございません。それと関連して、この一次産業の振興ということは今やらなければならないことと思いますが、計画性等がございます。

これも重複しますが、ぐるなび事業についてです。結論から言えば、785万円使ってぐるなびをやりました。ぐるなびをするとき、総務常任委員会できいろいろと議論をした末に、多分これを計上したのではないかと私は思います。そのときの説明が、上天草の物産がインターネット上に

乗って、全国からこの上天草市の品物を買って、年間数億円になるだろうとか、数十億円になるだろうというような、まさに夢の話でした。私どもはそれを聞いて、そういう一次産業の振興のためにやるのであれば785万円の事業費も、これは経済対策費だったですかね、このときには、一般会計からだったですかね。これをやる場合もたくさんの夢を聞いた上で、いろいろと問題点はありましたが、我々も夢と希望の中で市民のためだ、一次産業の振興のためだと言って納得した事業でございました。結論から言って、今回のぐるなび事業というのは失敗だったんでしょう。そういう議論はなされませんでしたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういった議論は、委員会ではありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 今、委員会で議論された点についてお尋ねしています。先ほど委員長は勉強会の席でと言われましたが、勉強会のときに私が聞いた中では、失敗だったというような答弁に受け止めました。先ほどから言っておりますけれども、委員会の中ではその点について出ませんでしたということでしたが、ちょっと聞いていたら、もう少し何かほかにもさんば一るに関連して、さんば一るの事業部門ですか、その点について議論があったような気がするんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 勉強会ということも初めにありましたけれども、私としては、あくまでも勉強会はその委員一人一人の、そういうみずからの責務の中から勉強しようということですから、委員会のときに、それは地域を含めていろいろな思いを発言していただくということですので、勉強会の声で済んだということではありません。

また、ぐるなびの件については、委員会で、特別そういう踏み入ったといいますか、皆さんの意見を聞いて、そして、両方から意見を出し合うという場面はなかったのではないかと、私は記憶しております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、これで質疑を終了します。

これより、議案第6号、議案第17号、議案第34号の以上3件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございま



せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため一たん休憩し、午後からは1時15分から再開いたします。

休憩に入ります。

休憩 午後 0時15分

---

再開 午後 1時15分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第4号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について外17件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 午前中は大変お疲れさまでした。ただいまより、文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係2議案、予算関係15

議案、請願1件につきまして、去る3月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

なお、今回は21年度補正予算に中南小学校簡易型校舎新築工事、22年度に大矢野中学校体育館改築工事予算が計上されていまして、現地踏査を行い、教育委員会より建物等の説明を詳しく受け、庁舎に戻り、付託された案件の審査に入りました。

初めに議案第4号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、質疑の前に水道局より、今回拡張になる区域について、図面を使つての詳しい説明と、条例に「一部」という文言を追加した理由の説明がありました。

委員からは、拡張となる地域に水道を引く場合の基準や受益者負担について質疑が多くあり、水道局からは、自然流下の状況と受益者5軒以上を基準として、ケースにより判断するとの答弁でありました。この点については、本会議でも水道法との絡みについて指摘があつていまして、委員会で討議を行いました。意見としては、水道事業が独立採算を基本におく中で、すべてのケースに対応していくことは、結果として水道料金の値上げにつながってくる。そうなれば、水道運営審議会などで十分な審議が必要となってくるので、今回の条例改正に関しては原案のとおりで行い、個々のケースについては別に協議をするほうがよいのではないかとの意見でまとまりました。

よつて、採決の結果、この条例の改正については全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第5号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この議案については本会議で十分な説明がありましたので、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第6号、上天草市一般会計補正予算（第9号）の所管部門についてであります。教育委員会部門については、委員から中南小学校改修工事の変更について質疑があり、執行部からは、当初校舎の2階、3階を取り払い、それに伴う1階の改修と屋根の設置をする予定だったが、2、3階を工事する際に大量の水をかけて行う必要があり、その水が1階に影響を与えることがわかり、工事費が当初予算の3,850万円から1億1,000万円ほどかかることとなり、計画を変更し、簡易型校舎を新築することにした。1階平屋の中古建物に1億円以上の経費をかけることは理解が得られないと判断しての変更である、との答弁がありました。

委員からは、統廃合など予定されているが、移設はできるのか、簡易型とはどのようなものかとの質疑があり、執行部からは、簡易型なので半永久的な建物ではないが、10年以上は十分使え、大矢野庁舎の書庫棟のような建物で、移設も可能であるとの説明がありました。

また、今津中学校校舎補強工事の4,000万円の減額について質疑があり、必要な部分の工事はすべて行き、減額については実施設計した後の残であるとの説明がありました。

このほかにも学校施設の工事費や委託料の増減などについて質疑があり、詳しい説明を受けま

した。

健康福祉部門については、火災報知器設置委託料が社会福祉総務費、老人福祉費とも大幅な減額になっているが、その理由について質疑があり、執行部からは、対象者の約54%しか申請がなく、大幅な減額となった。未申請者には電話等で設置の案内等を行ったが、対象外の方や既に設置済みの方、借家住まいの方など、それぞれの事情で申請がなされなかったとの説明がありました。

また、日中一時支援事業費の内容と予算の増額について質疑があり、執行部からは、障がい児の一時預かり事業の経費で、利用日数の増加などにより増額となったとの説明がありました。

このほかに保健課からは、繰越明許費に計上している感染症対策事業（新型インフルエンザワクチン接種事業）について、国の通知で繰越明許として計上したが、その後の県の情報によると、繰越で行う事業ではなく、21年度と22年度と別に行う事業として取り扱うものとの連絡もあっており、上部組織の方針決定に沿って、年度別に行う事業であれば6月補正でお願いするとの報告がなされました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第7号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてであります。委員から、国保税の歳入の減額や、特定健診事業委託料の債務負担行為理由、出産育児一時金と葬祭費の支給件数について質疑があり、執行部からは、市民の所得減による課税額の減額見込分で、債務負担行為については、契約を3月中にする必要があるため、また、3月末までの出産育児一時金は46件、葬祭費が52件の支給見込みであるとの説明がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第8号、平成21年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）、議案第9号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第5号）については、本会議で十分な説明がありましたので、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第10号、平成21年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。委員からは、歳入の保険料の減額について質疑があり、執行部からは、介護保険会計は介護給付費等の歳出を決定した上で、歳出に対して定められた負担割合に応じて歳入を求める仕組みをとっており、今年度の歳出が減額となる見込みであり、負担割合により歳入の減額を行うもので、減額した歳入金は予備費に計上し、そのうち第1号被保険者保険料は介護給付費準備基金へ、その他の公費負担分は翌年度精算されるとの説明がありました。

このような慎重審議を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第15号、平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この議案につきましては本会議で十分な説明がありましたので、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第16号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、委員から、健康管理センター費用の委託料の住民健診費500万円の減額理由と、医業費用に酸素療法装置500万円が組み替えのような形で計上されているが問題ないのかとの質疑があり、執行部からは、減額になったのは健診の受診者が少なく、減額になっていることと、500万円の予算計上の仕方には公営企業の会計上問題はないとの説明がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、初めに健康福祉部から、債務負担行為の支出予定額に関する調書に記載の老人福祉センター指定管理者委託料が二重記載であったとの報告と、教育委員会からは、22年度の新規事業と上天草高校の出願状況について、宇土市の網田小中一貫校を教育委員会で視察した報告、大矢野中学校の体育館改築の概要について説明がありました。

まず、教育委員会への質疑としましては、22年4月1日より樋合小学校が今津小学校と、牟田小学校が姫戸小学校と統合になり、児童がスクールバスを利用することとなるが、乗降場所は決定しているのか、雨が降った際は雨をよける屋根などはあるのか、また、樋合の場合は前島地区の児童もスクールバスに乗れるのかなどの質疑があり、執行部からは、乗降の場所は樋合が2カ所、牟田が4カ所で決定している。屋根がない場所もあるので、検討したい。前島地区の児童については、現在通学の補助金を支給している状況で、保護者からスクールバス乗車の希望があっている。その他の地域でも補助金を支給している状況であり、今後進む統廃合も見据え、スクールバスの運行規則と補助金要綱の見直しについて、3月19日の教育委員会で協議することにしている。補助金を支給している児童がスクールバスに乗れるようになるので、財政的には問題はなく、不都合が生じないように協議し、対応したいとの答弁でありました。

また、大矢野中学校の体育館の改築に関して、委員より、今後体育の授業で武道が必須になるが、武道場を整備するのかなどの質疑があり、執行部からは、今回の改築では整備の予定はないが、他の中学校も含めて整備の検討をしていくとの答弁がありました。

また、改築に必要な補助金に関してですが、執行部から、政権が変わり、新たな政策が展開される中で改築等の補助金枠が減り、耐震基準のI s値0.3以下の数値が示されないと、来年度補助の対象から外されてしまう可能性が出てきた。大矢野中学校体育館は耐震調査を行っていないが、耐力度調査の数値で補助の対象となるとされ、事業を進めてきたが、最悪の場合は補助金が交付されないことも考えられる。その場合は起債での対応となるが、今後も国、県に十分説明し、理解を求めたいとの答弁でありました。

委員会では、国の方針転換の可能性に対し、議会としても意見書を出すなど態度で示すべきか

協議しましたが、まだ決定事項ではないので、次の6月議会までは国の動向を見据え、判断したいとの意見で一致しました。

社会教育課関係では、英語村について質疑が多くあり、理念はよいが、予算の割には利用が少ない。白嶽森林公園は一般のキャンプ場なのか、英語村なのか、運営については今後どのように考えているのかとの意見があり、執行部からは、22年度は英語村にかかわる事業を市の直営で行い、外国人担当者も社会教育課内で業務に当たり、新たな事業を展開し、市内の学校とも連携を図り、利用者の増加につなげたいとの答弁がありました。

また、教育委員会関係の予算で一番議論の対象になりましたのが、龍ヶ岳地区公立学校教育施設基本計画検討委員報酬22万5,000円についてでありました。

委員からは、まずこの委員会の委員は何名なのか、何回会議をするのか、龍ヶ岳地区の住民だけで構成する委員会なのかとの質疑があり、執行部からは、予算計上の積算としては委員は15名で3回ほど会議を行い、龍ヶ岳地区の住民だけでなく他の町からも選出したいとのことでした。検討の内容としては、高戸小学校の校舎が改築等の時期にあり、22年度当初に耐力度調査をし、その結果を受けて、どのような校舎がよいのか、場所はどこが最適かなどの検討を行う委員会であるとの説明がありました。

委員からは、今後市内全域で統廃合の計画が進められるが、このような委員会を個々に設置していくのか、教育委員会という組織がある中で、まずそこで議論すべきではないか、龍ヶ岳では大道地区に学校を一つ残してほしいと要望があっていると聞く中で、箱ものを先に検討することは、教育環境の議論ではなく箱ものの議論になってしまうのではないかなど、多くの意見が出されました。執行部からは、現在の高戸小学校は駐車場等、校地としては狭く、建てかえするにしても、さまざまな検討事項があり、また他地域の、大矢野の中南小と中北小、維和小の統合、松島の阿村小と今津小が統合する際も、同じような組織が必要ではないかと考えている。この検討委員会では、高戸小学校の施設に関する検討をする中で、統廃合計画に絡む校地の検討も進んでいくのではないかと説明がありました。

委員会では、さまざまな議論をした結果、今回は予算と名称そのまま残し、検討委員会の名称としては、これから先、上天草市公立学校教育施設基本計画検討委員会などとし、あわせて設置条例をつくり、内容としては、小中一貫教育などの議論をするのではなく、現時点においては、あくまで教育施設について議論する委員会としてほしいとの意見で一致しました。また、文教厚生常任委員会へは、小中一貫校について協議事項として提案がないままに、執行部サイド、また地域で議論が巻き起こっている状態は遺憾に思うとの意見がありました。

このように、教育委員会関係予算について時間をかけて審査し、次に健康福祉部関係予算の審査に移りました。

委員からは、敬老会補助金は22年度も70歳以上を対象としているのか、民間保育徴収業務委託料とはどういったものか、子ども手当は、例えば滞納になっている給食費や保育料に回されないのか、若者の仕事が減る中でシルバー人材センターの登録年齢は引き下げられないのかなど

の質疑があり、執行部からは、敬老会補助金は70歳以上で、今年度の年齢引き下げについては地域から感謝の言葉があったこと、民間保育徴収業務委託料は、民間保育園に保育料徴収業務を委託しており、園児一人当たり1,000円を委託料として支払っていること、子ども手当を保育料等の滞納分に回すことは、現在、国でも可能かどうか法の整備も含め検討されている段階であること、シルバー人材センターは原則60歳を基準にしていることなどの説明がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員、予算計上については異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第18号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてでございますが、委員から、特定健診を受診する際の個人負担分について質疑があり、執行部からは、40、45、50、55歳の節目の方を無料化するとともに、人間ドックを受診された方へ、データ作成費用として、一人当たり3,150円を支給することにより、受診率アップを目指すとの答弁でありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第19号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計予算、議案第20号、平成22年度上天草市診療所特別会計予算、及び議案第26号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、この3件については、本会議で十分な説明がなされましたので質疑はなく、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第21号、平成22年度上天草市介護保険特別会計予算についてでございますが、委員からは、家族慰労金の事業内容について質疑があり、執行部から対象者や支給額の説明を詳しく受けました。

この議案についても、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第27号、平成22年度上天草市水道事業会計予算についてでございますが、22年度に松島の倉江浄水場の建設予算が計上されているので、水道局より現状報告として、設備が大変古く、コンクリートがはがれるなどし、昨年は大きな故障も起きたことなどの説明がありました。

委員からは、10億円以上の借入れをする中で今後の償還について質疑があり、執行部から、35年償還で5年据置、年間6,500万円の償還となるとの説明がありました。また、借入れの利率は決定しているのか、この工事費用は水道料金にはね返ってくるのかとの質疑があり、利率は3.5%以内の中でまだ決定しておらず、水道料金については、一般会計からの繰入について協議しているとの説明でした。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第28号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算についてでございますが、委員から、資本的収支の企業債9,000万円について質疑があり、執行部からは、胃カメラ、



大腸カメラなどをハイビジョンカメラに買いかえる予算のほか、分娩台や、手術室が20年近くたっているのを、改修する費用等を計上しているとの説明でした。

また、病院への繰入金について質疑があり、22年度には約2億8,000万円から9,000万円の予算を計上しているが、病院としては、交付税額として2億5,000万円から6,000万円と試算しているので、実質的な繰入額は2,000万円から4,000万円と試算しているとの説明でありました。

そのほか、看護学校の入学予定者数や、施設が古いのではないかとの質疑があり、執行部からは、入学者数は定員の40名ほどで、施設については、風呂場の改修や、個室にしてほしいとの要望があっているとの説明がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、継続審査となっていました請願第3号、介護保険制度の見直し等に関する請願書ですが、執行部から請願項目の説明があり、介護職員処遇改善交付金として、国は平成21年10月から平成23年度までに4,000億円を交付する予定で、第2の項目の要支援1、2、要介護1の方の福祉用具の利用が制限されたのは、18年度より介護予防重視型となり、状態の軽い方は、実際に車いすなどは自立の妨げになるということで利用できなくなったことは事実であるが、医師の意見書により利用できる場合もあるとの説明がありました。

委員からは、介護保険について担当課に苦情があっているのかとの質疑があり、状態が軽く認定された場合は問い合わせはあるとのことでした。

委員からは、介護職員の報酬の値上げや、認定者のサービス向上の対策をすることはよいことだが、介護保険料にはね返ってくることを考えると、意見書の提出などは慎重にせざるを得ない。国が既に幾つか対策を講じているので、動向を見守り、必要になった時点で改めて検討すればいいのではないかとの意見で一致し、この請願については全員異議なく、不採択とすることで決定しました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** では、何点か質問いたします。

まず議案第4号、上水道事業の件ですけれども、これに関してはこの間本会議の質問の中で、倉江の浄水場4号、5号か、浄水場建設に当たっての変更認可の申請のための条例の変更ということで局長が答えられたんですが、私が上野々川の件で一般質問したときには、一部ということで上野々川も入っているという答弁でありました。水道配水管布設工事に関する規定というのがあり、この第3条に配水管布設工事は、配水池より自然流下で排水できる区域に限る。また、そ

の2で、特殊な施設を必要とする場合は、その費用を工事申込者が全額負担しなければならないというのがあります。私が委員会のほうでもっと討論してくださいと言ったのは、これを変更しない限り、また同じような申し込みがあっても、それを盾に言われると思うんです。先ほどの委員長の報告の中でケースによって判断する、個々のケースについては対応するというような水道局からの話があったということですが、例えば、私が一般質問で取り上げたこの地区の場合についてはどうなるのかというのはありましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） この点については、宮下議員が本会議の中で一般質問、質疑等と言われて、我々も指摘された部分を重く受けとめて、自由討議として皆さんの意見を拝聴しました。

今、宮下議員が言われるように、野々川地区、上野々川地区ですか、その点についても議論しましたが、水道局長からの答弁を受けて、例えば山の中に家が1軒あって、そこに水道事業として水を引かなければならないのは宮下議員も言われたように法等で定められているという点も考えました。しかしながら、もしその事業をこれからどんどんやった場合に、先ほどの委員長報告で説明したように、水道事業というのは独立採算でやっていかなければいけない部分との整合性、要するに水道料金が高くなって、市民一人一人の負担がその分高くなったり、あるいは一般会計から繰り入れる、いろいろなことが想定できると思うんですよ。その辺も含めて、今回の条例の一部を改正する条例については、今宮下議員が言われる点を今後議論する上で、それに一步近づいたという点で採択いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは具体的にお聞きしますけれども、上野々川地区は実際、今現在でも水を欲しがっておられるわけですが、再び水が欲しいとなった場合はどんな対応になるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） その点については、我々も今後、もしそういう要望等があったら委員会の中で慎重審議をして、その答えは出すべきだと思います。今回の点では、まずこの条例改正は、今宮下議員が言われるような市民の暮らしの向上という点について一步前進したという点を重視して、我々は今度採択したので、今後そのような意見が出た場合は、またその点を踏まえて議論をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も一步前進かなとは思いますが、水道法という法律がありますので、それが一番大もとになるということをお頭に置いておかなければいけないということです。それから、公営企業法という法律もあります。

それと、例えば今引いていない所に水道を引くことによって多大なる出費が出て、それが水道料金にはね返るということも言われたそうですが、今現在上水を使っている方たちの水道料金が

上がるから、水が欲しいという人たちが我慢しなければならないということにはならないと思います。水というものは命を守るものですから、今後申請があった場合には、その辺はよく議論していただいて、ぜひいい方向に向かうようにしなければいけないと思います。

また水道料金へのはね返りということに関しては、一般会計から繰り入れてでも、命を守るための水道料金は上げるべきではないとも考えます。

まあ、今の委員長報告で、私も一歩前進かなというふうには思います。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今宮下議員が指摘されたように、今後は水道法並びに公営企業法を宮下議員とともに勉強して、申請が出た際には的確な審議ができるように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

10番、川口君。

○10番（川口 望君） 当初予算の子ども手当について、1点お聞きいたします。

委員長報告で説明がありましたけれども、保育料の滞納に充てるかどうかは国で審議しているということですが、あと給食費、滞納料以外に保育料あたりを差し引いた分での子ども手当の支給ができるのかどうか、委員会ではそういった審議はありましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 先ほど委員長報告の中で申し上げたように、その辺の審議をいたしました。この点については、私も川口議員から強く言われておりましたので、みずから手を挙げてお尋ねしました。この点については、やっていいか悪いかというのを上天草市だけではちょっと決められないという点があるそうです。先ほど報告したように、国のほうでも今その点について議論されているようなので、なるほうになったらやっていきたいと思うんですが、何分国からの手当なもので、その決まりというものがあると思いますので、その辺を重視していきたいと思います。議論はいたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 10番、川口君。

○10番（川口 望君） 一応、地方交付税という形で支給されているので、使用用途については各自治体である程度取り決めができはしないかと思ったので、今の質問をいたしました。

結局、そういった取り決めがない限り、この子ども手当が大人手当てに変わりはないかと危惧する声が市民の中では出ておりますので、また今後、委員会あたりでもそういった方向性で議論していただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 当初予算の教育部門です。

確認したいんですけども、先ほど委員長報告で龍ヶ岳地区公立学校教育施設基本計画検討委員会の話が出てきましたが、一応名称はそのまま残すということで、龍ヶ岳地区だけではなくて

上天草市内全域を対象とした検討委員会となるということですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） この点については、先ほど報告であったように、今後大矢野においては中南、中北、維和、松島においては阿村等が統廃合になるので、その辺も含めてこういう検討委員会が龍ヶ岳地区のみではなくて必要ではないかということです。先ほど報告にあったように、今後そういう統廃合が進む所については行っていくということです。今回この検討委員会が立ち上がる際は龍ヶ岳だけではなく、上天草市から委員の人たちを選出して行うということで決定いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 統廃合については検討委員会があって、その答申されたものによって今進んでいるわけですが、この場合は教育施設、要するに小学校、中学校の学校の校舎及び体育館、そういうものをどうするかという話し合いだと思うんですが、龍ヶ岳地区だけではなくて上天草市内全域でということであれば、この龍ヶ岳地区という言葉はなくさないといけないと思います。

聞いたところによりますと、大矢野中学校のほうで耐震調査の結果が物すごく悪くて、そちらのほうを早くどうにかしてあげないと、もしものときが怖いと思いますし、そういう全体的なことの話し合いをされるということですね。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今宮下議員が言われたように、我々も同じような議論を委員会の中でいたしました。

私の先ほどの報告の中で、ちょっと声が小さかったのかと思いますが、委員会では同じような意見が出ました。頭に龍ヶ岳というのを持ってきてありますが、名称はそのまま残し、これから先の検討委員会の名称としては、これを上天草市公立学校教育施設基本計画検討委員会に変えるべきであると。あわせて設置条例をつくり、内容としては小中一貫教育などの議論をするのではなく、現時点においては、あくまで教育施設について議論する委員会としてほしいと意見が一致いたしました。今、宮下議員が言われたようなことを取り入れているつもりでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 当初予算の教育部門について、お尋ねをしたいと思います。

学力向上対策事業あたり、学力の向上に対してのいろいろな予算を組んでいただいておりますけれども、きのう公立高校の結果発表がありました。私の近くでも、まだ県の教育委員会の中で学区のパーセントが決まっている関係上なかなか、教育委員会では努力してもらっているにもかかわらず、悲しい結果が出た子どもたちも私の周りにもいらっしゃいました。

そこらあたりを考慮しながら、上天草市としては地元高校生倍増計画もございませぬけれども、100%の子どもたちが上天草高校に通えるわけでもございませぬし、今後学力を向上させて大

学まで行きたい人は市内の高校を目指している子どもたちも多いと思います。そういった関係の中で、現在学区、普通科の学区枠が残っているような現状に対して、委員さんからの質問等ございませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 教育部門でいろいろと出たんですが、その点については出なかったのではないかと思います。

もしその点、小西議員が危惧されている部分があるのであれば、今言われたことを重く受けとめて、今後文教厚生常任委員会でもこの点については議論していきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 以前はこの枠が5%だったんですけれども、それが6.5%になって、多分ことしの春から13%になったと思います。13%ということは、熊本市外の子どもたちが全体で13%ですので、なかなかやはり、市内の普通高校に行くのは難しいのが現状であります。

やはり、教育というのは機会均等でございますので、市議会である以上はやはり、子どもたちすべてのことを考えながらいかなくはないかという考えを持っておりますので、そこらあたり教育委員会のほうでも、今後幾らか努力をしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、議案第6号、議案第17号及び議案第34号、以上3件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっております請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時23分

日程第4 議案第6号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

この議案第6号に対しては、9番、島田光久君ほか2名からお手元にお配りいたしました修正の動議が提出されています。この際、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。平成22年3月17日、発議者島田光久、園田一博、猪塚安親。議長堀江隆臣様。

提案理由。水産加工施設の建設に当たり、関係産業団体の協力体制がまだ十分とは言えない。



また、建設場所についても問題がある中、パライゾ上天草が管理運営の委託を拒否したことにより、短絡的に水産加工施設の運営を市直営で行うことは、今後の施設管理運営上困難が予想されるためです。

修正内容について説明をいたします。

歳出補正予算値を款 3 5 農林水産業費項 1 0 農業費目 4 0 施設監理費のさんばー加工場新設計監理委託料66万円、及びさんばー加工場新設工事1,870万円、合計の1,936万円の増額補正については当該予算部分を削除し、款 7 5 予備費について項 1 0 予備費2,163万7,000円を4,099万7,000円に、予備費合計7,076万8,000円を9,012万8,000円に改める修正案を提出いたします。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、提出者からの説明が終了いたしました。

これより、提出者からの修正案に対する質疑を行います。

ただいまの修正案に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 質疑がございませんので、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、これより議員提出の修正案に対する討論を行います。

ここで、討論の順序を申し上げます。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論を行い、次に原案及び修正案いずれにも反対する方の討論を行います。次に、市長提出の原案賛成者の討論を行い、最後に修正案に賛成者の討論を交互に行います。

それでは討論に入ります。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論はございませんか。

2番、何川君。

**○2番（何川 雅彦君）** 2番、何川でございます。

私はこの問題に関しまして、原案に賛成であります。その理由を簡潔に、3点に絞って申し上げます。

まず、平成の大合併と言われます一連の市町村合併の流れを経て、約1,000前後の自治体がある中、我が市の経済浮揚の起爆剤としまして、食品加工を通じて上天草市の名前、ブランド性を内外にアピールする大きな手段であるということでございます。昨今の国内経済、特に我々地方の経済はいまだ無明の闇を抜け出しておりません。当市におきましても、そのあおりを受けまして税収の減、雇用状況の悪化、反して社会保障費の増大等、市民を取り巻く状況は生活の実感として、決してよくはなっていないと認識しております。そういった中で、上天草市となって6年経過せんとする今、もう一度市民の皆様と一丸となって上天草市という名前に命を吹き込む、そのきっかけとなり得る事業であると、私は確信しております。

次に場所の問題でありますけれども、ブランド化研究開発施設であるという以上、上天草市の食材が一堂に集約される場所、人が集まる場所、集客力が一番高い上天草市特産品販売のフラグ

ショップでありますさんば一る周辺が一番メリットがあるというのは自明の理であると思っております。

3点目、これまでのこの案件に対する動きとして、委員会からの要望を踏まえての増額であるというふうに、私は認識しております。12月、3月議会、一連の流れの中、一言で言いますと総論賛成、各論反対の議論の中で、言いかえれば、この計画を進めてくれと背中を押しながら、その一方で後ろをつかまえて身動きできないような流れに、私は非常に違和感を覚えるものであります。ピンチは最大のチャンスであるという言葉がありますように、このような現下の経済状況だからこそ、ほかの自治体の一步先に行くような発想で我が上天草市を、食材を通じて方々にアピールする、経済振興のみならず一次産業従事者の生活の安定、ひいては市民生活の向上、5年先、10年先を見据えましたこの計画でございます。どうか、上天草市の明るい未来を信じて、枝葉末節にとらわれない大局的な御判断をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、原案及び修正案いずれにも反対の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 原案及び修正案いずれにも反対の討論がございませんので、次の討論に入ります。

次に、修正案に賛成者の討論はございませんか。

13番、北垣君。

**○13番（北垣 潮君）** 私は、この問題に関して当初、大矢野のことだから、おかしくても心の中で笑って、黙っていました。しかし、いろいろな意味でおかしいということをも市民の皆様から聞くようになりました。さんば一るに隣接してつくるということで、夏場はにおいが強くなり、ハエがたかってきます。牛深付近の加工場に行ったとき、わーんと羽の音がしたことがありました。これはハエの群れだったのです。

さんば一るの乳製品、ソフトクリームは熊本の人たちにおいしいと評判です。ソフトクリームにハエがとまりに来たら、お客さんもいやですし、食堂の中にも、今よりハエが出るでしょう。水産加工場というのは、海の上から陸揚げするのにも海のそばが便利で、時間もかかりませんし、魚を洗う海水も豊富にあります。私も仕事柄、全国の加工場を見て回りますけれども、海岸から何十分もかかる所にもありますが、海岸に土地があれば海岸のそばがいいと言われます。役場の人が考えればああいう場所がいいのかもしれませんが。役所の公務員の人たちが加工場をつくれば、計算でいけば利益が出るのかもしれませんが。私も加工場をやっていますが、朝は日が出る前から、夜は夜中の12時過ぎて次の日になるぐらい、体がくたくたになるぐらい頑張っても、そういう毎日を送っても赤字ばかりです。

今回、上天草市の直営でやられる事業はクルマエビ販売、骨切りハモ販売、養殖ブリ販売、養殖マダイ販売をされるそうですが、クルマエビ販売については、これは加工しないで生きたまま販売したほうが利益は出ますので、加工する必要はありません。加工すれば安くなります。骨切

りハモ販売は天草漁協もやっておられますので、天草漁協と競合と申しますか競り合うことになります。ハモも消費地に生きたまま直送したほうが値は上がります。ハモの中でもドグラハモは食べるのにはおいしいのですが、見かけが悪いから安いのかもかもしれませんので、これを骨切りにしたら高く売れます。

本来加工というのは、こういうただ同然の魚を加工して高く売れる、これが加工の目的だと思います。しかしながら、クルマエビもハモも、年がら年じゅうとれません。たくさん水揚げされるのは半年ぐらいではないでしょうか。養殖ブリ、養殖ダイにしてもしかりです。養殖ブリを1キロ588円で仕入れて1,717円で売る、養殖ダイをキロ670円で仕入れて1キロ2,170円で売るとか、理解できないところもいっぱいあります。マグロ船とか遠洋漁業の人たちは、魚がとれたからといってすぐに帰ってこられませんので、こういう3Dフリーザーですか、船の上で加工したほうがいいでしょう。マグロも大間のマグロが有名ですけれども、私もとれたての冷凍していないマグロを食べたことがあります、味が全然違います。これは14、5年前、私のところの網に間違っって大きなマグロが入って、みんなで切り分けして食べました。経済建設常任委員会で試食した、3Dフリーザーの冷凍マグロとは天と地の差です。大間のマグロの値段が高いのは、納得がいくところでもあります。

アロマで、漁業者の方と市の意見交換会するとき、これは大道漁協と樋島漁協の方が多かったのですが、損してでも原料の魚は持ってきてやるから、加工場を早くつくってくれと、今どき奇抜な方もおられました。あの会場では多くの方が賛成のようでした。

私たち経済建設常任委員会は、昨年天草市栖本の養殖組合の加工場と龍ヶ岳町大道の拓洋の加工場を視察研修に行きました。双方とも快く視察研修をさせていただき、写真撮影もさせていただきました。説明も、細々したところまでよくしてもらいました。今回、上天草市でも同じような事業をします。私は、産業スパイをしたような気がしてなりません。今回の加工場の事業は、内容の一部は上天草市の養殖業者の方もやっておられますし、天草漁協もやっておられます。上天草市内の魚屋さんもやっておられます。養殖業者さんや魚屋さんがやっておられるのがうまくいっているからやってみようというのも、いかがなものでしょうか。

今回執行部では、上天草市総合計画でも、4町合併前の新市建設計画でも開発加工センター設置がうたわれ、これは皆さんの了解済みだと言われようと努められているのかと思いますが、内容が違うわけであります。新市まちづくり計画の57ページを見ていただければわかると思いますが、ここの中の魚はフカ、コノシロ、そしてワカメ、アワビと書いてあります。ワカメ、アワビは近年少なくなっていますが、フカなどを加工して高く売れないとか、コノシロを加工してとかの加工センターであります。新市まちづくり計画ができたころ、平成15年ころは、皆さんがコノシロをどうにか加工できないかと考えていました。これが、議員の皆さんが思っていた加工場の趣旨だったと思います。上天草市は、コノシロの漁獲高日本一を誇っております。それも、90%以上が龍ヶ岳町高戸、東風留のまき網の二つの船団が漁獲しています。ほとんどが牛深などに水揚げされ、養殖魚のえさになっております。近年は、加工業者の方が持っていかれ、加工

されて韓国や中国に輸出しておられるそうです。私たちの網にもコノシロがいっぱい入るときがあります。市場に運ぶ仲買の魚屋さんに電話すると、箱代も運賃も出ないから逃がしたほうがいいですよと言われ、一苦労して逃がします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 北垣議員。討論はもう少し簡潔にお願いします。

**○13番（北垣 潮君）** はい、わかりました。もう、あとは少ないですから。

原料がただ同然で手に入り、加工すれば何倍、何十倍にもなるものが加工開発センターの目的だったと思います。となれば、龍ヶ岳町高戸の漁協付近が一番よかったのではないかと思います。漁船の数では、大矢野地区は832隻、龍ヶ岳地区は404隻で半数になりませんが、水揚げ高では大矢野地区14億9,900万円、龍ヶ岳地区は30億1,000万円で倍になります。天草市のほうでは市みずからマグロ養殖を宣伝していて、マグロといえば天草市のほうがイメージとして定着しています。上天草市大道の拓洋でもマグロの養殖をされております。

国の経済対策交付金がもう1回来たら、それでほかの場所にもつくればという声もありましたが、国も財政が厳しい中に、もうないでしょう。国に返すのがもったいないという人もおられますが、今回の使い方をするのであれば、今後施設の維持管理費、協議会運営費など1年目からの843万6,000円を一般会計から繰り出すこととなります。国からのそういう金を使って財政が破綻した市もたくさんあるところでもあります。我々は上天草市民でもあり、日本国民でもあります。さきの経済建設常任委員会では、検討委員会を立ち上げて検討していくということでありましたが、どれぐらいの検討が可能かと聞くと微調整ということでありました。茶番劇にすぎない内容でした。この施設は市の直営で、市の職員が管理されるそうですが、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあります。上天草市の魚屋さん、魚を養殖している人たち、都会に出ればいい生活ができるのはわかっている、ふるさとを愛し、一生懸命頑張っている若者たちがいっぱいいます。上天草市の今回の事業は、その人たちとの競い合いであり、張り合い、競合することになります。民間の企業を支援するとはほど遠いものであります。いじめそのものです。地方公務員法の全体の奉仕者にはなり得ません。地方公務員法にも反します。一部市民を苦しめるこの事業には反対します。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、市長提出の原案に賛成者の討論はございませんか。

7番、高橋君。

**○7番（高橋 健君）** 7番、高橋です。私は、次の2点を理由に、原案に賛成いたします。簡潔に行います。

一つ、このことは委員長報告で行われたとおり、経済建設常任委員会ですっきり、慎重に審議をされたことだというふうに私は認識しております。当然、先月から議会で行われております議会基本条例制定のために意見交換会などをやっておられる中で、市民の意見としてあったことをここで報告しておきます。委員会の決定を尊重すべきだという意見が市民の方々から聞かれたこ

とは、議員の皆様方の記憶にも新しいことだと、私は認識しております。私は、その意見交換会で出た市民の方々からの声を真摯に受けとめ、委員会で決定された事柄を尊重されるべきだと考えております。

二つ目です。私の個人的な意見ではございますが、食品加工の冷凍という部分に着目しております。冷凍することによる輸送コストの軽減、品質を保ったままでの量の確保など、さまざまな効果は得られると考えられます。きょうの新聞にも、冷凍加工に関する成功事例を見つけることができました。湯前町のクマレイという会社です。冷凍ハウレンソウの加工で成功しておられ、年間で2億4,000万円の売上、70人の雇用確保という成功事例が近隣で見られます。今、このお金を使って立ち上がることで、こういう可能性も少しずつ開けてくると、私個人的には思っております。私はこの事業を、今の上天草の一次産業者の所得向上、あるいは雇用確保への可能性のある有効な手段の一つだと考えております。

今述べた2点を理由に、私は原案に賛成いたします。終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、修正案に賛成者の討論はございませんか。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** 私は修正案に賛成する者として、討論をいたします。

このさんば一加工場新設工事ですが、12月の否決を受けて、加工品開発センターというふうに名称を変えて今回出てきたわけです。そして、計画表も出されました。しかし、この計画表をいろいろ見てみますと、見れば見るほど、この計画は心配になる事業です。先ほど、北垣議員も内容を詳しく言われましたが、経済建設常任委員会では慎重に審議されたということですが、本当にこれを真剣に討議するならば、これが成功するとはとても思えません。

私もいろいろな皆さんに聞いて回りました。もちろん、農業者の方にも、漁業者の方にも、一般市民の方にもお聞きしましたが、多くの市民の皆さんの理解を得ていません。建設は国のお金ということですが、経営していく事業は、来年からは一般会計から出されますが、このお金はすべて、国のお金も市民の税金、国民の税金です。夢のある施設ということでしたが、この計画書を見ても、とても夢が実現できるような施設とは思えません。そういう計画には、自分の個人的なお金を使って個人で経営していただきたく思います。市民の税金を使うべきではないと考えます。

また、松島、姫戸、龍ヶ岳の3町の方たちは特にですが、また大矢野かというふうに一極集中を物すごく懸念しておられます。牟田地区の方からは、学校跡地を何とかできないかという申し出も届いております。

そういうことから、私はこの加工場建設には反対ですので、島田議員が出された修正案に賛成をいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに、市長提出の原案に賛成者の討論はございませんか。

8番、小西君。

**○8番（小西 涼司君）** 8番、小西でございます。私は市長提案の原案に賛成討論を行います。

加工場建設は必要であり、9月議会で可決をいたしました。経済建設常任委員会の中でも、その後視察研修を行われ、審議をされ、23坪では狭いと判断し、増築の計画を執行部のほうから12月議会の中で提案をされました。一次産業従事者は価格低迷にあえぎ、生活もできないほどの苦しさがあります。そういった状況の中で、これを打開しようとするのが今回の加工場の建設計画ではなかろうかと、私は考えます。12月議会の経済建設常任委員会では、加工場の必要性については理解をするが、計画性が乏しい。それと、関係産業団体の理解が得られていないということによって否決をした経緯があります。

しかし、現在は当時に比べて計画も整備され、関係産業団体の賛同も得ているという説明を受けました。執行部からも、議会、議員とともにプロジェクトチームを設置して、共同で計画を修正すると説明がございました。

この事業は補助事業であり、事業をやめれば事業費は国に返すこととなります。財政が厳しいのは、だれもが認めるところであります。そういった中で事業を今やめるということは、市の損害にもつながるのではないかという考えを持っております。今後このような施設を建設する場合は一般財源からの充当になりますので、以上のような理由から、私は原案どおり開発加工場建設に賛同するものであります。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、修正案に賛成者の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに討論はございませんか。

20番、猪塚君。

**○20番（猪塚 安親君）** いろいろと、賛成、反対というような論議がなされましたが、12月議会では全員が、この件に対しては反対のほうに回ったわけですね。そして、わずか3カ月で、これをまたひっくり返すというか、そういうことがあっていいものか。市民から、上天草市の議会は何たるものかというような批判がこれから出てくるものだと思います。私は、この件に関しては市民に対して説明ができません。

現在までの執行部の説明を聞いておまして、本当に納得して原案に賛成される方はいらっしゃるのかと思っています。これで大丈夫かなと、市の直営でやって大丈夫か、後々どうなるかと一方では心配しながらも賛成に回らざるを得ないような、そういう心苦しくも賛成に回られる方もいらっしゃると思うんです。

今までの説明を聞いておましても、3Dフリーザーですか、これがこの世で一番いい冷凍の機械とするならば、地元産に付加価値をつけてやろうという、そこはよくわかります。今、農水産業の皆さんも大変苦しんでいらっしゃるわけですから、付加価値をつけてやって、上天草市の食材を何とか国内外へ売り込んで、何とかしてやろうという、そこは全員がわかっていると思うんですよ。

しかし、今までの説明会とか、あるいは途中で経済建設常任委員会を臨時的に開いて、そこで

説明があったようです。傍聴はできないかと聞きましたら、できませんと。密会のような委員会の中でマグロを試食されたと。これは笑いものですよ。地元でとれた魚を3Dですか、それで冷凍して、これは1カ月たちました、これは2カ月ものだと、冷凍されたいろいろな魚を出されて、今揚がった品物、とれたての新鮮な魚と食べ比べてみる、そういう試食会ならまだわかります。マグロの刺身の試食会ってありますか。そういうことをされるから、ずっと不信感が募ってきたわけです。

この件はゼロベースに返して、予算だけを確保しておいて、みんなで調査研究をするというようなことも出ておりましたから、それならばいいだろうという思いでありましたけれども、何とんでもこの加工場をつくらなければならないという執行部あたりの考えというか行動自体に、ますます私は不信感がわいてきたわけです。

何でこれだけこだわるのか。3Dがそれだけよかったら、旧町単位に一つずつでも買ってあてがって、そして漁協、農協、一般市民も含めて、物を持ち込んで、その地域地域で研究開発をして、何かいいものができたとするならば、大きな加工場でも建設に向けて動く。それなら理解できますが、どうしても私は納得がいきません。ですから、原案には反対で、修正案動議のほうに賛成です。

例えば、魚とか、肉とか、野菜、果物、花、3Dを使った品物を見ましたか、触ってみましたか、味わってみましたか、皆さん。そうではないでしょう。何でこれが必要かということが、具体的に説明不足なんです。理解しがたいんです。3Dを使った品物を触ったり、味わったりしましたか。あるいはそれと、新しい、とれたての魚を比較してみましたか。そういうこともわからないで、見てもいない、経験もしていない、体験もしていないのに、いいものですよ、こうですよと言われても、原案には賛成しかねます。ですから、先ほど出されました修正動議に賛成です。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに討論はございませんか。

17番、桑原君。

**○17番（桑原 千知君）** 17番、桑原です。私は今から、執行部提出の原案に賛成の討論をいたしたいと思えます。

今、反対の方々のお話、まして、漁業者として一番理解がえられる北垣議員がああいう話をする部分を聞いたとき、私は本当に残念でなりません。前に座っておられる9番議員の話も同じでございませぬけれども、私も漁業者として今仕事をしているわけでございませぬが、漁民、そしてまた農業者がこれほど苦しんでいる、あすの生活も立たないような中で、そういった状況を少しでも打開しようとするを目的とした、今回の加工場ではなかろうかと私は強く思っているところでございませぬ。昨年の9月議会からいろいろと意見を聞きながら、私なりに思うところを二、三点述べさせてもらいます。

この加工場自体が民業圧迫とか、事業そのものが市民に対しての悪い考え方との中で物事を考えたときにはそういった論法になると思えますが、そうかと言って、我々一次産業の振興を行政

自体が支援していけるような形で、何か施策を打ってもらえよという思いで、私もいろいろな漁業関係団体の会議の中で発言をしてきたわけでございます。しかし、何ら具体的な施策がない中で今回のこの事業を聞いたときに、我々は議員として批判をするのではなく、当事者の立場で私はこの加工場に賛同し、漁民、農民を救いたい。そういうときこそ行政、議会、生産者、つまり市民が一体となって、協働して立ち上がるべきではないかと私は思うわけでございます。要は、産業振興を前向きに進めていくかどうかである。前進するか、後退するか、どちらを選ぶかであります。上天草市の経済振興を進めるか、それとも何らかの手を打って、行政側から支援をしていただいて、この事業によって上天草市の経済を少しでも立て直す起爆剤になると、私自身大いに期待しているところでございます。

また市民も、一部の人と言われましたけれども、大きな思いが市民の中にあると私は思います。この事業そのものを考えたときに、企業に任せ、特産品の開発を委託しても、情報が筒抜けになるばかりで、低価格で取引されるなど、恐らくリスクを伴う。もしこれが実現したならばこれまでと違った中身の、また商売をする上においては、信用という部分が目の前に立ち上がるわけでございますけれども、それが行政の信用を受けた事業という形になったら、それは一番大きい。今世界でも、特に日本の農水産物は安心、安全と世界から認められています。その日本のブランドの中に上天草市という名前が即あしたから、仮にその信用の中でこの事業自体が進んでいくなれば、今まで言われるような不安は少なからず払拭され、この事業自体は必ずや市民の、私たち漁民、農民の期待に沿えるような事業展開になっていくと確信して、私はこの執行部提出の原案に対しての賛成意見を強く申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） ただいまの発言、一部取り消していただきたい。反対、賛成、今自由に討論中です。それを、固有名詞を出して、自由な討論を妨げるような発言は議会において不穏当だ。固有名詞を取り消していただきたい。

○議長（堀江 隆臣君） 17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 固有名詞を出されたのはそちらではないですか。樋島漁協、大道漁協という話をされたものだから、私は言いました。議会自体が訂正ということであれば訂正しなければいけないと思いますので、私が言った趣旨を理解する中で訂正をさせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 園田議員が今発言された趣旨は、恐らく桑原議員が、北垣議員の発言に対して残念でならないと言ったことに対して、おっしゃっておられるんだろうと思います。

以前、私もどなたかの討論のときに、議員を批判するような発言はやめていただきたいということを申し上げましたので、本来この議場で、議員の発言を批判することはやってはいけないことと私も思っております。その点は、皆さんにも注意をいただきたいと思います。

桑原議員の発言に対して、私も一瞬考えたんですが、残念であるという表現にとどまったので、あえて注意は申し上げませんでした。



ですから、園田議員、そこは許容範囲と私は判断いたしましたので、ここは私の判断を尊重していただけませんか。

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに討論がございませんので、以上をもって議案第6号に対する討論を終了いたします。

それでは、議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）に対する9番、島田光久君ほか2人から提出された修正案について、これより採決を行います。

この修正案の採決については、起立によって採決を行います。

それでは、議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）に対する9番、島田光久君ほか2人から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立少数であります。よって議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案は否決されました。

次に、市長提出のそのほかの原案について採決を行います。

議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）のそのほかの原案に対し、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。したがって議案第6号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計予算

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に日程第5、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** 議案第17号、平成22年度上天草市一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

新年度予算では子ども医療費の小学校3年生までの拡充など、評価できる施策もありますが、一つには指定管理者となっているパライズ上天草が運営するさんぱー関連への支出に疑問を感じます。例えば、さんぱーの活魚運搬車に関する費用が210万円、さんぱーは利益も上げているということですが、利益を上げている所にさらに支援されるということがわかりません。

また、パライズ上天草事業開発部へは委託料が約600万円、これはほとんど人件費ということ

でございます。パライゾ上天草は市長が代表者ですが、これも問題があるのではないのでしょうか。改めて、指定管理者制度とはということを考えるべきではないのでしょうか。

さらに、今年度は国からの経済対策の臨時交付金に助けられた部分がたくさんありますが、新年度予算では自主財源である市税は大幅な減収の見込みとなっています。経済状況は一向によくなりません。まずは市民の懐を温めることが、今一番必要なことです。加工場をつくって、3年後、5年後からやっと収益を上げるのでは間に合わないのです。この1年、いろいろ御提言を申し上げましたが、この予算書では市民所得をいかに引き上げるかという施策が見えてきません。早急にすべきことは、人口の流出をとめ、失業者をなくし仕事場をつくること、働く場所が欲しいという市民の切なる願いを反映する予算にすべきではないかということです。

以上、理解できない予算計上及び計上されるべき予算が計上されていないという点から、この新年度予算に対しては反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに、賛成の討論はございませんか。

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ、討論を終了いたします。

それでは、議案第17号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第34号 平成21年度上天草市一般会計補正予算(第10号)

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に日程第6、議案第34号、平成21年度上天草市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ、討論を終わります。

それでは、議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第38号 平成21年度上天草市一般会計補正予算(第11号)

日程第8 議案第39号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正  
予算(第5号)

○議長(堀江 隆臣君) 次に、日程第7、議案第38号、平成21年度上天草市一般会計補正  
予算(第11号)及び日程第8、議案第39号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホ  
ール特別会計補正予算(第5号)の追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 追加提案理由の説明を申し上げます。

追加議案といたしまして、平成22年第1回上天草市議会定例会に追加提案いたします。

総務省より第2次交付限度額通知を受けたことに伴い、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金  
対策事業を行うものでございます。議案の内容につきましては所管部長より説明いたしますので、  
よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 次に、補正予算の内容の説明を総務企画部長。

○総務企画部長(永森 良一君) お手元の補正(第11号)をお開きいただきたいと思います。

3月2日付、総務省より地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の第2次交付限度額通知を受け  
ました。これによって、対象事業費の予算計上をお願いしております。歳入歳出それぞれ1億  
5,602万8,000円を増額し、予算総額を171億7,441万6,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費については、翌年度への繰り越しとして当該交付金対象事業特別会計繰出の  
3事業ほか追加事業分8,205万円をお願いしております。

また、第3表繰越明許費の補正につきましては、事業費増額分を補正前後それぞれお示しして  
おります。

次に歳入予算ですが、65款国庫支出金1億5,602万8,000円が今回の地域活性化・きめ細やか  
な臨時交付金追加交付分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。今回の追加交付につきましても、橋梁の補修地、地元  
の中小企業、零細企業の受注に資する事業を主な対象としてあり、対象事業の科目ごとに、事業  
内容に応じた修繕費、委託料、あるいは工事費、工事請負費及び繰出金を計上しております。

第11号の予算の概要の5ページに、一般会計分のきめ細やかな臨時交付金対象事業名、事業  
費を一覧表としてあらわしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

75款予備費では、97万2,000円の減額にて予算調整をしております。

以上が補正予算の概要でございます。どうか御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、  
議会の議決を経る必要があります。これが議案を提案する理由でございます。どうか、よろしく

お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 2ページの議案第39号について御説明申し上げます。

平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、補正予算書（第11号）の12ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,802万円とするものでございます。

14ページをごらんください。第2表繰越明許費40款商工費10項商工費天草四郎メモリアルホール設備修繕事業700万円でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。まず歳入でございますが、35款繰入金10目一般会計繰入金700万円の増額補正でございます。

歳出の10款総務費10目一般管理費700万円の増額補正でございますが、11節需用費650万円、これは修繕費、瞑想空間メインコンピューター交換、プロジェクター修繕4基、館内モニター交換、空調設備修繕等でございます。13節委託料50万円につきましては、施設改修設計委託料に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第38号について質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 経済振興部長にちょっと。今の件ですが、これは特別対策事業でしょう。これを一般会計からどうのこうのと言われましたが、これはどうなっているんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） これは交付金でございます。一般会計から特別会計のほうにその額を繰り出して、特別会計のほうで事業を実施するということになります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中です。お尋ねいたします。

まず初めに、商工費の中の天草四郎公園街灯設計――。

○議長（堀江 隆臣君） 一般会計です、次の――。

19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 1点だけ、お聞きします。

9ページの林業振興費の中の工事請負費、林道矢嶽線舗装修繕工事の120万円の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） この林道矢嶽線につきましては段差等が生じておりますので、舗装の修繕といたしまして、3カ所ほど補修するという形で計画させていただいております。延長は40メートルくらいですが、幅員は4メートルほどございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございせんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございせんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございせんので、これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第38号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号の質疑に入ります。

質疑はございせんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 10ページです。観光費の中の委託料工事請負費天草四郎公園街灯設置工事についてですが、これは当初予算でも同じ金額が計上されていたと思います。合計で約1,100万円ですか――。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里議員の言い分が伝わっていませんでしたので、特別に発言を許しましょう。メモリアルホールに関連したことですか。

○11番（田中 万里君） いえ、違います。先ほど冒頭で言ったように、議案第38号に対しての質疑で、天草四郎公園街灯というようなことを言われて、局長から言われたもので、また後からしないといけないのかと思ったんですが、先ほどしなくてはならなかったんでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 採決は終わっておりますので、その件を含めて質問を行ってください。田中万里議員の質問の意向が事務局にうまく伝わっておらず、採決の後にその内容について質疑を行うという事態になりましたけれども、ほかの議員の皆さんの賛同をいただきたいのですが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） そういうことですので、田中万里議員、お願いします。

○11番（田中 万里君） 私はルールにのっとってやったつもりだったんですが、うまく伝わらなかったの。先ほどの余韻が残っていたのかなと思いました。

10ページの商工費、観光費の中の天草四郎公園街灯設置工事についてお尋ねいたします。同じ事業を当初予算でも同じ金額が計上されておりました。今回もまた計上されて、1,100万円の工事になるかと思えます。

まず初めにお尋ねしたいのが、今現在、天草四郎公園は花壇の整備をされているかと思えます。今回、街灯設置ということですが、例えばこのような予算を我々に示す際に、どのような設計になっているのか等を、簡単なものでもいいので、絵等で示すべきではないかと思うんですよ。もう予算が計上されているので、それはそちらの課のほうでも取り寄せていると思うので、そういうのはないのか。

それと、どのような設置工事になるのか、まずその点をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） ただいま御指摘の件につきましては、概略的な数値を把握しているところでございまして、詳細な設計等につきましては、計上させていただいております50万円等で、詳細な設計をいただいた中で今後取り組むという形にさせていただいております。

内容的には、太陽光発電ライトアップ、LED、こういうのを6基ぐらい考えておりますし、スポットライト、これは花壇、ハイビスカスとかブーゲンビリア等を、そういう形でスポットライト、それから街路灯を設置、それからポールライト、誘路灯ですか、そういう形を考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 今回これを計上されるに当たり、全員協議会で説明を受けました。その際に、各所管に対して、国からこういう予算がありますので、事業があったらどうですかということで上がってきたのがこれというようなことを聞かれました。これは目的があって、地元の業者さんに仕事を与えるための、国からの補助金だということをお伺いしましたが、まず初めに、今回、双方あわせて1,100万円、天草四郎公園に街灯を設置する、概要しかありませんと言われておりますが、今回の質疑に対して、私が商工観光課のほうに聞きに行っても明確な答えが返ってきませんでした。

それと同時に、私は以前、こちらの公園を、モニュメントですか、ハモとか鶏とかいろいろ、あちこちにつくっている、あれをここに集合体で持ってきて、記念撮影とかできる観光名所にして観光客の増加を図られるようにしたらどうかという案を出しました。その際、市長はなかなかいい案だと、前向きに検討しますという答弁があったかと思うんですよ。

その後、小学生の意見等で、もう少し目立つ所とか意見が出たので、場所等は移動されました。そのような、多分我々が今まで一般質問で言った事業を、何でこういうときに取り上げないのかという点を疑問に思っております。

例えば大王とかハモ、あるいは真珠、あれが効果があったのであれば、ほかにも、四郎くん、ポスターとか今あります。ああいうモニュメントとか、そういうのを考えなかったのか。要するに、課のほうでは、街灯というのはいつごろから検討されていたのか。今、ある程度の説明を受けましたけれども、花壇を照らすとかいろいろ言われておりますが、今の現状というのを一般質問等で我々はさんざん言っております。今、この上天草市は観光客が減って、どうにもならないような状況になっているんですよ。どんな立派な公園をつくらうが、何をしようが、観光客が来て、見てもらわないと意味がない。

もとに戻って、もっと観光客が来るように、そういう予算を使わなくてはならないと思うんですよ。そういうことをこの議会で、議員さんたちはさんざん言っています。こういうふうに観光客を呼んでくれと。今回のこの予算計上に対しては、その点はなかったのか。その点の答弁をお願いします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

**○経済振興部長（佐伯 秀昭君）** 田中議員が言われることは、よく理解できます。しかし、今回につきましては、きめ細やかな臨時交付金を活用させていただいて取り組むということでございます。

それから、先ほどモニュメントの点も、ああ、なるほどなという点は私たちも、課内では討議したところがございます。それは一つの提案として、参考にさせていただいたところですけども、今回につきましては、こういう形で施設の整備に充てて、観光客の増を図ろうという取り組みで、今回計上させていただいているところがございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

**○議長（堀江 隆臣君）** 11番、田中万里君。

**○11番（田中 万里君）** 最後です。

今の答弁によると、このきめ細やかな要綱にのっとりということではありますが、これは地元の仕事を与えてくださいというのが目的だと思います。今私が言った点、あるいはこの議会の一般質問で議員さんたちが言った点、地元にお金を落とそうと思うならいろいろ、落とせるものがいっぱいあります。

先ほどの私の質問にはまだ答えていらっしゃいませんが、いつからこういう、この公園に街灯をという計画があったのか。

もう1点お尋ねしたいのが、あまくさ四郎観光物産協会の中で観光推進部会というのがありますが、その中で、ここの公園に市がイルミネーションを飾って、固有名詞を出すのはどうかと思いますが、いいことなので出します。再春館製菓所みたいに、本当にそれを目指して観光客が来るようなことを何か、予算があったらしたらどうかということ、その部会の部長さんから、ここの公園に対して提案が出ていたと思うんですよ。みんなで、手づくりでそういうのをやったらどうかとか、そういうのが商工観光課の中で企画書として出ているにもかかわらず、街灯を優先したのは、どういう経過でなったのか、また改めてお尋ねしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） これも、課内のほうで検討した結果、こういう形がいいのではないかということで提案させていただいているわけですが、いつからそういう計画があったのかということにつきましては、私もいつからとは存じておりませんが、課内で協議した結果、こういう必要性を問うたということでございます。

それから、先ほどの部会の中でそういう提案があっているということでございますので、そういう点は今後、この事業費の中でもし組み込まれるような点がありましたら、前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、議案第39号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第5号)の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第39号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第9、同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

地方自治法施行規定第17条第3項の規定によりまして、上天草市職員懲戒審査委員会を設置しております。5名の委員がおられますけれども、その委員の任期が本年3月31日をもって終了いたします。そのため、新たに5人を任命する必要がございます。学識経験を有する者として3名、市職員として2名を提案いたしております。



お手元にある3ページのとおりでございますが、今回の提案理由といたしまして、地方自治法施行規程第17条第3項の規定によりまして、市職員の中から2名及び学識経験を有する者のうちから3名を市長において、市議会の同意を経て命ずる必要がございます。これが提案する理由でありますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第1号について質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 学識経験を有する者ということで3名の方がありますが、私は全然存じ上げませんので、どういう学識経験がえられるのかをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） まず亀崎太さんですが、この方は元学校長でございます。

それと、お2人目の松田一弘さん、この方は司法書士でございます。

3番目の尾上正長さん、この方は郵便局長でございます。

それと、市の職員として私と経済振興部長が加わっております。よろしくお願いいたします。

今、説明の中で間違いがございました。尾上正長さんは元郵便局長ということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって討論を終了いたします。

それでは、同意第1号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第10 発議第1号 外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第10、発議第1号、外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

**○総務常任委員長（桑原 千知君）** 最後になりました。提案理由を説明いたします。

発議第1号、外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年3月17日、上天草市議会総務常任委員会委員長桑原千知。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由。日本国民では、永住外国人に対し、地方参政権付与の法制化に対して国に要望するため。

永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書。政府は、さきの総選挙で掲げたマニフェストに記載されていない永住外国人に対する地方参政権の付与について法案を提出することを表明し、外国人の地方参政権に関する問題がクローズアップされているが、なぜ今唐突にこの問題が提出されるのか、不可解である。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活されているが、永住外国人は地域に密接な関係を持つに至っており、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるという考えから、永住外国人に地方参政権を付与しようとする動きがある。しかしながら、日本国憲法第15条では、公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定され、また第93条第2項では、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定されている。この住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができるものと規定され、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためにはこの国籍法に定める帰化によるべきものとする。よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を規定することのないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年3月17日、上天草市議会議長堀江隆臣。衆議院議長横路孝弘殿。参議院議長江田五月殿。内閣総理大臣鳩山由紀夫殿。総務大臣原口一博殿。法務大臣千葉景子殿。外務大臣岡田克也殿。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって討論を終了いたします。

これから採決に入りますが、起立の時間が短いので、起立の場合はもう少しとどまっています。お願いいたします。

それでは、発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会基本条例特別委員長及び議会広報編集特別委員長より、お手元に配付していますように各委員会から所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了しました。

これをもちまして、平成22年第1回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時49分